

第七十二回 参議院法務委員会會議録第十九号

昭和四十八年八月三十日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

八月二十九日
辞任 小枝 一雄君
野坂 参三君
補欠選任 青木 一男君
渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長 原田 立君
理事 後藤 義隆君
中西 一郎君
佐々木 静子君
白木 義一郎君

委員 青木 一男君
木島 義夫君
鈴木 省吾君
増原 恵吉君
吉武 恵市君
鈴木 雅君
竹田 現照君
渡辺 武君

国務大臣 法務大臣 田中伊三次君

政府委員 法務大臣官房長 香川 保一君
法務省民事局長 川島 一郎君
法務省刑事局長 安原 美穂君
法務省入国管理局長 吉岡 章君
公安調査庁次長 渡邊 次郎君

事務局側

常任委員会専門員 二見 次夫君

説明員

警察庁警備局外事課長 佐々 淳行君
法務大臣官房審議官 田邊 明君
外務省アジア局外務参事官 中江 要介君
大蔵大臣官房審議官 田中啓二郎君
大蔵大臣官房審議官 岩瀬 義郎君

本日の会議に付した案件

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(金大中事件に関する件)

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について報告いたします。
昨二十九日、小枝一雄君及び野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として青木一男君及び渡辺武君が選任されました。

○委員長(原田立君) 商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する

法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○青木一男君 私は、今回の商法改正案の中で、監査制度改正の点について若干の質問をいたします。

まず、法務省にお伺いします。わが国の株式会社の現在の総数、その資本別、すなわち一億円以下の会社、一億円から五億円までの会社、五億円から十億円までの会社、十億円以上の会社に分類して、御答弁を願います。

○政府委員(川島一郎君) 株式会社の数についてのお尋ねでございますが、昨年、すなわち昭和四十七年の九月三十日現在におきまして調べたところによりますと、株式会社の総数は百一萬五千八百五十二でございます。このうち一億円未満の株式会社は百五萬五千四百八十でございます。それから一億から五億までの会社の数でございますが、七千六百でございます。それから五億以上の会社の数は二千七百七十二でございます。

○青木一男君 十億円以上のやつは分類はないんですか。

○政府委員(川島一郎君) 失礼いたしました。五億から十億までの会社が千三百三十三、それから十億以上の会社が千七百三十九、あわせて、先ほど申し上げました五億以上の会社が二千七百七十二ということになりました。

○青木一男君 次に大蔵省にお尋ねをします。大蔵省は、証券取引法に基づいて、株式取引所の上場株について、有価証券報告書を定期にとつておこなうことは当然でございますが、非上場株につきましては、広く売買されているような株式については届け出をさせ、毎年有価証券報告書を提出させております。この根拠は、証券取引法

第二条の定義に基づいて、有価証券の売り出しとは、不特定かつ多数の者に対して均一の条件で有価証券の売りつけの申し込みをすることをいう、こういう定義に基づいて、有価証券を売り出す場合は届け出をせよ、また有価証券報告書を出せと、こういう行政指導をされておるのであります。

中には、会社の社員に株式を分けるというような場合でも、この法文を拡張して、届け出をし、報告書を出させるように指導しておりますが、これは法律上には問題があるんです。法律には不特定多数とあるのに、不特定という字はないと同じような解釈のもとに行政指導をしております。これは問題ですが、きょうはその点を聞くのではありません。

要するに大蔵省は、極力広い範囲で会社に対して有価証券報告書を徴している、こういう方針であるわけでありまして、いま証券局が有価証券報告書を徴してある会社の総数はどのくらいか、上場株と非上場株に分けて、数字を伺いたいと思っております。

○説明員(田中啓二郎君) 昨年十二月末の数字でございますが、報告書提出会社数は二千六百二十九、うち上場会社千六百二十七、店頭登録銘柄で報告書を提出しているもの八十九社、その他九百十三社――その他は、資本金は小そうございますが、一億以上の増資をいたしまして、その際届け出書を出して、それがそれ以後報告書として継続して報告書を提出している、そういった会社のものでございます。

○青木一男君 法務省にお尋ねをします。証券取引法によって大蔵省が審査を行なう会社の区分は、広く取引が行なわれるというような、取引の形態に基礎を置いているわけでありまして、今度の商法改正案については、一億円以上の会社と一億円未満の会社では全く準拠法を異にして、別の会社のような扱いをしておりますが、一億円

という標準はアービトラリーなものでありまして、理論的な根拠を欠き、貨幣価値の変動によって改正の問題が起ってくるのであります。理論的には証券取引法の区分のようにすべきものと思ひますが、それは実際上むずかしいことであらうと思ひます。法務省が一億円を標準として準拠法を根本的に異なることにしたその根拠、経緯を伺いたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 今回の法案によりまして、一億円以下の株式会社と一億円をこえる資本の株式会社とで取り扱いを異にしておりますことは仰せのとおりでございます。しかしながら、準拠法としたしましては、ともに商法の株式会社でありまして、商法の関係規定が適用される。ただ、一億円以下の株式会社につきましては、その監査役の権限等につきまして、包括的に申し上げますと、一般の株式会社の監査役は業務監査を行なうのに対して、一億円以下の株式会社は会計監査のみを扱うということにしておるわけでございます。その根拠でございますが、これは御承知のように、株式会社と申しましてもその規模によって非常に大きな差異が出てまいります。一般の人から資金を集めて企業を営むというのが株式会社でございますけれども、その一般の人の関与のしかたも違います。また取引先、債権者の関係におきましても非常に大きな違いがございます。そこで、大規模の会社と中小規模の会社と二つに分けて監査役の権限を規定することが適当であらうという考えに基づいてこのような措置をとったわけでございます。

そこで、その基準をどうして一億円に置いたのかという問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。一億円でなければいけないという絶対的な理由というのはなかなか困難でございます。まあ申しますならば、中小規模の会社につきましても、たとえば中小企業基本法というものがございまして、で、この中小企業基本法の適用になる会社の範囲を定めるにつぎまして、一応一億円というのが妥当であらう

うというような考えのもとに今国会に法案が提出されたというふうにも聞いております。まあ一般にわかりやすいということも必要でございます。したがって一億円というところがおおむね妥当ではなからうかという見地から、そのような一億円をもって区別するというにいたしましたわけでございます。

○委員長(原田立君) 青木委員に申し上げます。おすわりになって御質問になつてつけようですか。

○青木一男君 法務省にお尋ねします。監査制度改正の眼目が株式会社運営の適正を期するという点にあることはよく理解できます。しかし、この改正問題の動機をなしたものは山陽特殊鋼の粉飾決算事件であつたことは、沿革上、法務省の御説明からも明らかであります。会社経理の不正の中で利益を隠すということは多くの会社の嚴重な調査によつて是正されているのが現状でございます。利益がないのに利益があるように決算をするのが粉飾決算であつて、債権者や一般投資家に損害を与える原因となるから、まあ監査制度の強化の必要が叫ばれたものと思ひます。そこで、山陽特殊鋼事件以来、粉飾決算として表面に出てきた事件の件数を年度別に知らせていただきたい。

○政府委員(川島一郎君) 仰せのとおり、今回の監査制度の改正の動機は山陽特殊鋼の事件でございます。おいても粉飾決算がなされているということが判明いたしましたからでございます。粉飾決算の会社の数というのは、厳密にはなかなかつかみにくいのであります。実際に大蔵省などで把握されたその数を申し上げますと、昭和四十一年に五十二社、四十二年に二社、四十三年に三十二社、四十四年に二十三社、四十五年が四十八社、四十六年が十三社となっております。

○青木一男君 商法は、民法と並んで民事法の基本であることは申し上げるまでもありません。民法が、すべての人にひとしく適用される法の原則を規定したものであると同様に、商法につきましても、たとえば株式会社法は、すべての株式会社

にひとしく適用される基本原則を規定したものと考へております。少なくとも今日の改正案にうまいものであります。しかるに今回の改正案によりましますと、商法改正案のほかに、株式会社監査等に関する特例法が制定され、その結果、資本金の大小によつて適用法規を異にすることとなつたのであります。私は、特例法も商法の一部であると思ひます。これは商法の体系を乱るものと私は思ひますが、外国の商法でかような、会社の大小によつて適用法規を異にするというふうな立法例があるかどうかを伺いたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) まず最初に法律のたてまえ論でございますが、原則としては、仰せのとおりであると思ひます。ただ、事柄により、場合によりまして、特殊な事項、たとえばその一部について適用することが適当であると認められる事項につきまして、その原則に対する例外としての特例法が制定されるということは、民法、商法の分野においてもあるわけでございまして、今回の特例法もそれになつたものでございまして、外国における立法例があるかというお尋ねでございますが、私あまり詳しくございませんで、気のついたものを二、三申し上げますと、たとえば有名なスイスの債務法、スイスの株式会社の組織はスイス債務法によつて規定されておるわけでございまして、その七百二十三条という規定を見ますと、五百フランまたはそれ以上の資本を有する株式会社、まあそのほかに債務の償還されてない株式会社というふうなものも入つてくるわけでございまして、そういう資本金五百フランまたはそれ以上の資本を有する株式会社に於いては、独立の帳簿鑑定人をして貸借対照表を検査せしむる義務を負うと、こういうような規定がございまして、五百フランと申しますと、大体わが国の円に換算いたしました四億程度にならうかと思ひますが、四億以上の資本金の株式会社に

大体当たるわけでございますが、そういうものについてこういう特殊な規定が株式会社の組織法自体において規定されておるという例がございまして、それから、本年イギリスの国会に政府提出法案として提出されております一九七三年会社法の案によりましますと、これは従業員が千五百人をこえる場合と、それから純資産が五百万ポンドをこえる場合、これは相当大きな会社にならうと思ひますが、こういう会社につきましても、普通の取締役のほかに非業務執行取締役、つまり業務を執行しない取締役というものを少なくとも三名以上置かなければいけないと、こういうことを規定することにしたしております。

このように、同じ株式会社でございまして、規模の大きなものにつきましては、それに対応する規定を設けて必要な措置を講ずるということは外国でも行なわれておるようございまして、わが国の今回の特例法というものもこれと同じ趣旨に出たものであると、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○青木一男君 いま二つの例をあげられたんでございまして、その他一般の多数の国においてはそういう例がないように私も伺つておるわけであります。そしていまの例によりますと、特例と申しまして、今回の特例法の第二章に当たる形をとつておる。つまり一般の原則を適用したほかにこれだけのものを加える、こういう規定の形になつておるわけですね。

○政府委員(川島一郎君) まあそういう見方でもきょうかと思ひます。この一九七三年のイギリスの会社法案で設けようとしております非業務執行取締役と申しますのは、いわばわが国の監査役類の業務を行なうものでございまして、御承知のように、イギリスには監査役という制度がないわけでありまして、ところが、こういう規模の大きな会社について監査役類の役員を認めるというところでございます。まあほかにないものを設けたという点では御指摘のとおりでございますけれども、組織の上ではかなり大きな変更と申しま

すか、特色を持つ会社がでるということになろうかと思ひます。

○青木一男君 例外または特例を定めた立法例は、これはもちろん数多くあります。しかし本件のように、せっかく商法を改正しても、監査制度改革の眼目である監査役の取締役に対する業務監査と監査方式法定の条文の適用を受けるのは、先ほどの御説明によると、きわめて少数、全体の1%か何%か、きわめてわずかであります。百万以上の会社は特例法によって不適用となつておる。どうも立法の形として、これは特例とか例外という觀念に沿わない立法ではないかと思ひます。例外だとか特例というものは、大部分が原則どおり施行されて、ごく一部のものが違つた規定を置くというものが例外または特例だ。しかも本法の場合は、株式会社の九十%がその特例のほうに入つてしまふ。こういう形は私は特例または例外という觀念と一致しないものじゃないかと思ひます。が、こういう異例な立法例がほかにあるかどうか、伺ひたい。

○政府委員(川島一郎君) まことにむづかしいお尋ねでございます。立法例ということをお申しますと、なかなか比較しにくいものがございます。ただ、数の上から考えますと、仰せのとおり、非常に多数の会社が特例法の適用を受け、ごくわずかの会社が本則の適用を受けるという形になるわけでございますが、そもそも株式会社というものはどういふものかと申しますと、御承知のとおり一般大衆から資金を集めて、そして大きな企業を興す、そのための法律技術として認められた制度でございます。ところで、実際にそのような形の運営がなされている会社というものは、主として大企業でございます。わが国には非常に個人企業に類したような株式会社に至るまで非常にたくさんある株式会社が現在成立してありますけれども、その中には、本来の株式会社としてふさわしくない、たとえば株券も発行していない、株主總會も開かないといったような会社も多々あるわけがございます。また、その株式会社が

いろいろ一般社会において営業活動を行なつていく場合に、日本の経済なり国民の大衆の中で大きな影響力を持つという点から申しますと、数の上では少なくとも、大きな、たとえば一億円以上の株式会社というもののほうがはるかに大きな比重を占めておるわけでございます。問題は、こういった会社の運営をどのように適正にし、関係者のあるいは関係企業の保護をはかつていくかということに重点が置かれるわけでございます。したがつてそういう点を主眼といたしまして今回の改正が行なわれたわけでございます。これは法制審議會で決定されました要綱におきましてもそういう趣旨になつておりましたし、政府といたしましてもそれと同じ考えに基づいて立案したのでございます。

ちなみに、衆議院においてこの法案の採決の際に採択されました附帯決議の中にも、大小会社の区別について所要の改正を検討せよという項目がございます。こういういろいろむづかしい問題をばらんでおります株式会社制度でありますので、御指摘のような問題はいろいろあるかと思ひますが、私どもといたしましては、今回の改正の方向が一番妥当であろう、このように考えて立案いたしました次第でございます。

○青木一男君 私は区別したことについて批判しておるのではなく、立法の、原則と例外との立法の形式がおかしきはないかということをお申し上げたんです。しかし、これは後ほど私、さらにあらためて質問します。

民法と商法は私法中の基本法でありますから、簡明に規定されておるのが私は特徴であると思ひます。これはいろいろの行政法域から比べての話でございますが、わりあい今日までの商法は簡明ということが特徴になつておると思ひます。しかるに、今回の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案はきわめて、まあ何と申しますか複雑であり難解である。たとえば特例法の第二十五条をひとつ見ていただきたい。一条で一ページ以上を占めておりますから、たいへん長

い条文ですが、この中に何十という法文が引用してある。この何十という法文が適用除外されるのかと思つてどうもきつない。逆なんです。これらの何十という法文を除き、適用しない、こういうのです。ちよつと私みたいな頭のめぐりの悪い人間じゃ、一体どこが適用されるのかされないのか、これはなかなか読んでみてもよくわからない。おそれるこの原案をお読みになつた方は、私と同じような感想を持ったんじゃないかと私は思ひます。除外規定の中にさらにたくさん除外があるというふうなことは、税法等には例があるわけでございますが、こういう民法、商法というふうな基本法に、なかなか一度や二度読んでみても頭に入らないような複雑な規定は、どうも私は適当でないのじゃないかと思ひます。これは法務省も、おそらくこれはわかりにくい法文だということをお認めの上になされたかと思ひますが、どうしてこんな複雑な立法形式をとつたのか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 特例法の二十五条の規定が非常にわかりにくいという点はまさに御指摘のとおりでございます。私も、このような規定ができたことについては、あまり好ましいことではないといふふうに感じておる次第でございます。ただ、これは従前からの立法の形式、それをそのまま踏襲いたしまして、今回の監査制度の改正に当てはめまして、こういうような形にならざるを得ない、書き方といたしましては、この反対の適用しないという条文を掲げるという方法もあるわけでございますが、この二十五条の書き方は、適用する条文を表に出しまして、それ以外の規定は適用がないということにいたしましたわけでありまして、なぜこのような形をとつたかと申しますと、立案の際に、適用のある条文と適用のない条文を全部洗い出しまして、どちらの数が多いかということとを調べまして、その数の多いほうを表に出さないうで書くというのが何か立法のスタイルださうでございます。その原則に従つてこのような形にいたしましたわけでございます。まことにわかりに

くい規定であるということ、私も率直に認めるわけでございます。何しろ株式会社法というのは、そうでなくとも非常に技術的な組織法でございます。わが国にない。その上にまたこういう規定ができるというところは、非常にわかりにくくするのではないかといい点は、仰せのとおりでございます。けれども、これは従来の規定のしかたに従つたという点で、やむを得なかつたというふう

に思つておるわけでございます。

○青木一男君 法務省が数年前に提示された最初の原案では、全部の株式会社に改正案を適用することとなつていたのでありますから、簡明であつて体系を乱すようなこともなかつたのであります。しかし、わが国の株式会社の大部分は小資本のものが多く、多くは個人企業の延長あるいは同族会社の実体を持つておるものであつて、一般の人の資本を集めた株式会社というのとはわりあいに少ない。そうして、今日まで世間を騒がした会社の不正事件というふうなものはほとんど大会社に限られておる。そうしてみると、改正案による監査制度の強化というものは、小会社には必要がなく、過重の負担を課するにすぎないではないかという各方面からの反対意見が強く出されておる。私もその反対論者の一人でありましたが、そういう法務省の改正原案は、わが国の株式会社の実情に沿わない、こういう点において、法務省もこれらの反対論に耳を傾けて、原案を大きく修正するに至つたのであります。私はその態度は高く評価するものであります。しかしながら、法務省が、わが国の株式会社の実体である、これは日本の株式会社の姿である、こういうことがわかり、そしてこれらの会社に改正案を適用することは適当でないといふところまで御理解がなつた以上は、私は立法の形も根本的に考え直すべきではなかつたかと思ひます。

たとえば、証券取引法はもともと商法の系統に属する特別法であります。特定の目的から、政府の関与を大きく取り入れた特別法である、先ほ

ど例にとられたスイスあたりの立法にしても、大きな会社については何か特別な立法をするというような例もあるわけですが、私はこの商法自体でなく、特別法の制定で大会社に監査制度を強化するということをお考えになったならば、日本の株式会社現状に沿う私は立法ではないかと思ふのであります。もしそういう特別法はむずかしいというならば、さらに一步根本的に考へて、株式会社というものの性格でありますか、がはつきりするような、一般大衆の資本を集めた会社と、いまの個人企業の延長のような会社とは会社のカテゴリーを違ふことにする、こういうところまで一体検討されれば、法体系を乱すようなこともなく、実情に沿った立法ができたと思うのでありますが、そういう根本的の改正をせずに、商法の特例で片づけようと思つたものだから、特例法第二十五条のような非常な複雑な条文を設けなくならなかつた。それと同時に、あの特例法第三章によつて、小さな会社は、株式会社というけれども一人前の資格はないんだというやうな觀念が第三章にあらわれているんじゃないか。そうするよりは、むしろ会社のカテゴリーを根本的に別な会社として考へるということまで踏み切れなかつたものかどうか。この立法の過程におけるお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) 私、先生のお考えには非常に同感の点が多いわけですが、最初に御質問がございましたように、わが国には百万の株式会社がございます。これを大小の形態に応じてそれぞれに適した規制をしていくというためには、非常に大きな現状の変更というものが伴うわけがございます。それだけに、そういう改正をすることが望ましいというよりは、かなり多くの人々によつて指摘されておるわけでございますけれども、現実の問題として、そういう立法を一挙に行なうということには非常に困難が伴うということ、いわば現実との妥協というやうな面で今回の特例法というものが生まれてきたということ、が言えようかと思ひます。もちろん将来の方向と

いたしましては、現実にはさからわれない程度で徐々にそういった株式会社の規制の整備を行なつていく、先ほど申し上げましたように、衆議院の法務委員会の附帯決議にもあるやうな大小会社の区別といった問題につきましても検討をしていかなければならないというふうな考へております。今回の改正案を作成いたしました経緯におきましても、その点はもちろん問題には出たわけでございますが、実際界その他の御意見を伺ひましても、いま直ちにこれを行なう、株式会社を二分してしまふということとは非常に大きな混乱を生ずるということ、そこまでは今回は踏み切らなかつたということでございます。

○青木一男君 まあしかし、法の改定において私の申し上げたことも御考慮に入れられた、しかし実際上むずかしいというのでいまの形をとられたという沿革は、これは理解できます。しかし、もし商法改正以外の立法形式に踏み切ることが困難であつたとしても、商法と特例法との関係は私はどうもできがよいと思ふ。再検討すべきではないかと思ひます。

私の結論を申し上げますと、商法には、会社の大小を問わず全株式会社に通ずる改正案だけを提出して、特例法第三章を根本的に改めて、一億円以上の会社に適用する監査制度強化の規定を設ければよかつたのではないかと、私はこう思ふんです。第三章によつて商法の規定を適用しないという表現自体が私は非常に好ましくない、こういうふうな思ふんです。むしろ大会社は、その社会的影響から見て、商法の一般原則のほかにさらにこれだけの特例法で監査制度を強化するんだと、こういう立法のほうが正しくはないかと思ふんです。

現に、第二章はそういういき方をしておる。それを第三章であんな複雑怪奇なわけにならない文をなぜ好んで置くのか。つまり、第二章の会計監査人の規定と歩調を合はして、第三章で一億円以上の会社にはさらにこれだけの監査制度の強化を行なうと、こういう規定を置きますれば、特例法の歩調もそろふし、それから、さつき申し上げた第

二十五条のような規定は全部必要なくなつちやう。そして立法形式としても、原則と例外が逆になつていくやうなこともない。私は、いま申し上げたやうな立法形式をとつて、商法の改正にはすべての会社に適用する分だけを規定して、一億円以上の大会社に適用する監査制度強化の規定は特例法第二章に合はして第三章でさらに追加するやうな形をとれば、法体系もくずれないし、あの第二十五条のような複雑な規定も全部必要なくなるんじゃないかと思ふんです。商法は本来の姿に私は戻らうと思ふんです。私のような立法形式をとれば、あの難解、不可解な第二十五条のような規定は必要なくなる、この点はお認めになりますか、まあ伺ひたい。それから、根本的に私の言つたやうな立法方式をどうしてとらなかつたかということについても御意見を伺ひたい。

○政府委員(川島一郎君) まあ先生のおっしゃるやうな立法形式をとりました場合に、第二十五条の規定が必要なくなるということは仰せのとおりであらうと思ひます。そういう形をとりました場合には、しかしながら逆に大会社の特例のほうにかなり複雑な規定が必要になつてまいります。おそらくこの第二十五条と同じやうな、いやこれより以上に複雑な規定が大会社の特例に必要になつてくる。そうしますと、現在上場されているやうな大きな会社はすべてその特例法の複雑な規定の適用を受けるという形にならうかと思ふわけでございます。そういう意味で、形式の問題につきましても、いろいろ御意見もあると思ひますけれども、私どももいたしましては、大会社の特例と、中小会社の特例と、それぞれについての特例を設けるという立法形式を選んだわけでございます。

○青木一男君 私は、いま民事局長の御説明の中で、私の申し上げたやうな立法方式をとると特例法で非常に複雑な規定を置かなくてはいかぬというの、私は理解できないんです。特例法の中、第二章で監査人の規定を置いたと同じやうに、あの監査役の業務監査の問題とそれから監査方式の法定というやうな事項を加えておけばそ

れで済むのであつて、一般の、この第二十五条のやうな複雑な規定というものはどこから出てくるんですか、私はどうもわからない。今度の改正の主眼は業務監査とそれから監査方式の問題が中心です。そのことを第三章に加えておいたらそれで済むわけであつて、どうしていま第二十五条のやうな複雑な規定が必要になつてくるのか、私はいまの御説明は理解ができません。詳しく説明してください。

○政府委員(川島一郎君) 特例法の第二十五条の規定でございますが、この中には、先ほどの監査報告書などの規定の特例もございします。しかしながらそのほかに、監査役が業務監査を行なわないで会計監査のみを扱うという点から生ずるいろいろな違い、これを調整する意味が含まれておるわけでございます。たとえば、今回の商法改正におきましては取締役が業務監査を行ないます関係上、各種の訴えの提起権であるとか、あるいは監査役が取締役会に出席して意見を述べるとか、その議事録に署名をするとか、そういう規定もございします。差しとめ請求権の規定もございします。そういう規定がいろいろ商法の原則に入つてきたわけでございます。そういうものを排除するということもこの第二十五条の中に含まれておるわけでございます。したがって、もし商法の一

般規定を中小会社を基本として書いたということにいたしますと、大会社につきましては、各種訴えの提起権であるとか、あるいは取締役会に出席して意見を述べるとか、差しとめ請求ができるとか、それに関連したもろもろの規定が必要になつてくるわけでございます。それを特例法のほうに移さなければならぬと、こういうことになるわけでございます。大会社に関する複雑な規定が特例法に規定されると、こういうことになるという点を申し上げたわけでございます。

○青木一男君 いまの局長の答弁は私はまだ理解ができません。それは、大会社について監査制度を強化しようと思へば、その分を、いま商法改正案の中に入っているやつを特例法に移すだけ

で済むんですから、複雑なことも何もない。私はその点を言っているんです。これは政府もおわかりだろうと思うんですが、それがために複雑になるなんというのはいまのうちに、原案のように、もう商法改正案では一応監査制度強化の規定を全部適用するような形にしておいて、特例法で小さな会社を除外しようとしたからあんな複雑な規定になった。でありますから、私が言ったとおり、商法改正案はすべての会社に大小を問わず適用するものだけを規定して、それで大会社については監査制度を強化しようとする分だけ特例法に書けばいい。特例法の第二章は第一、そういうたてまえでしよう。監査人制度プラスこれだけ加える。第三章で、一億円以上の会社の監査制度についてはさらにこれで強化する、こういう形にすればきわめて簡明である。私の心配している体系を乱すこともないし、複雑にもならない。どうも、局長は私が言った意味はまあわかりだろと思うのですけれども、それがために複雑になるなんというのことは私はどうも理解できません。まあその点はよくお考えいただきたいと思ひます。

それから、その次にお伺いしたいのは、監査役の新制度の運用がうまくいくかどうかという見通しについて、当局のほうから伺いたいのです。

なるほどいままでは、監査役というのは、取締役をやった年とった人がなるとか、あるいは大株主がなるとか、あるいは会社から見れば第三者的立場の知名の人を頼むとか、そういうようなやり方で来ておるわけでございますが、今度の新制度によると、業務監査までしなくちゃいけない。つまり、取締役の業務執行について批判的な責任と権限を持つ監査役になりますから、これは私は、この人選が非常に容易でないと思うのです。まあ監査役の推薦というか、候補者の選定、これがやはり取締役にあるものですから、一体徹底してそういう適任者を取締役に推薦できるかどうかというところ、もしそれが取締役に理解の非常に深い人であれば、制度を改正してみても、どうも会社の

運営について批判するような立場の人が出てこないのじゃないかと思うし、また、かりにそういう人ばな人があった、つまり取締役の業務執行について批判的な見解を持つている人があったとすれば、これは場合によつたら業務運営について会社の内部の意見が対立する原因にもなりはしないか。とにかくこの人選が非常にむずかしいのじゃないかと、こう思ふんです。これはやってみなければわからないけれども、第一、どういふ方面から監査役を選んだらそういう改正の目的に沿うような監査役が得られるか、こういうこともひとつ法の運用の問題として法務省はどういうふうにお考えになったか、伺つておきたい。

○政府委員(川島一郎君) 今回の監査制度の強化の眼目の一つである監査役の強化という点につきましては、仰せのように、監査役の人を得ることが非常に必要である。それに今回の監査制度の改正の実効をあげるかどうかがかつていふと言つても過言ではないと思ふわけでございます。そういう意味において、今後の運用がどうなるかというところは私もいたしましても非常に関心を持っておるわけでございます。

御承知のように、最近、企業の活動というものに対していろいろな問題が出てまいりました。それに対する批判というものがござります。そういう中で、私の聞いておりますところは、経済界におきましては各種の団体もつと企業の活動について国民の信頼を得るような努力をしなければならぬといった点について協議をいたしまして、今回の商法改正につきましても、この改正を機会に清新な、有能な監査役を配置するようにしよう、そういうことを申し合わせ、あるいは検討をしていこうというのを伺つております。これが文字どおりそのように実現することを私もとしては願つておるわけでございます。

それから、監査役が非常に強力になるために取締役との間にトラブルを起こすのではないかと、こういう御懸念でございますが、制度の上におきましては、取締役はあくまで業務執行の責任者で

ございまして、監査役はそれを横からチェックする。特に監査役の守備範囲をいたしましては、違法性、適法性を審査するということが一つの限界というふうにも考えられておるわけでございます。そういう意味で、取締役との間の権限の分配につきましてもかなりはつきりしたものである。そういう点で、ある程度制度的にも衝突という問題は避けられるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○委員長(原田立君) 三法案に対する質疑を一時中断し、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○佐々木静子君 それでは、前回に引き続きまして金大中事件について重ねて質問をさせていただきます。

昨日、私も希望しておりました韓国からの捜査報告書がいよいよ提出されて翻訳されたということで、期待しておたわけでございますけれども、非常に簡単なものであつて、私も新聞で報道に接しまして、これが全文かと実はあきれたわけなんです。で、実はこれは一昨日の夜に、外務省のアジア課長ですね、これは、回答は韓国語の上、長文にわたるのというふうな説明があつたように新聞記事になつていたのでございしますが、あの回答はあれが全文でございますか。全文であることは間違いないかどうか、まずそれから外務省に伺います。

○説明員(中江要介君) 昨日の午前十一時三十分には発表いたしましたものが全文でございます。最初韓国語で長文のものという予測をいたしましたのは、第一報で電報で言つてきましたときに、韓国語で書いてあつて、三十何ページにわたると、こういうことだったものですから、これは相当長文じゃないかと予想したわけですが、別表といたしまして船舶の調査結果のところがいよいよ長

かつたので、肝心のエッセンスのところは結果的には短かつた、こういうことでございします。

○佐々木静子君 法務大臣に伺いますが、このようない回答書というふうには私ども受け取つたわけでございますが、法務当局といたしまして、あの回答書はたして日本の捜査に役に立つのか、あるいは大臣御自身としても御期待なさつておつた内容であつたかどうか、そうしたあたりについて大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三三君) 委員長はじめ皆さま、今日は商法の御審議をいただきましてたいへんありがとうございます。

それから、この問題のお答えを申し上げる前にちよつと一言御了解をいただきたいと思ふのであります。事件はまだ送致されてないのが現段階でございます。事件が送致されて以後であります。捜査は私のほうで検察が行なうこととありますから、所見も自由に言えるのでございします。送致前では、具体的捜査に關しまして私が発言することはいかなるものか。昨日も、ぜひ記者会見をせよと云つて、長い記者会見を受けたのでございします。ついにこの方針はくずさなかつた。私がいろいろ言うべきでない、こう考えるのでございします。それぞれの政府の担当当局から御聴取をいただく以外にはなからう。私が述べ得る段階は事件送致以後の段階でございます。捜査それ自体に關すること以外の事柄については答えるのは自由でございますが、具体的捜査に關しましては、そういう方針でなければ行き過ぎであるかと存じますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○佐々木静子君 いまの大臣のおことばでございますので、現実にはいま捜査を担当しておられる警察のほうに伺うわけでございます。実は私、私もこの予期に反してと申しましたけれども、実は私も、韓国側は回答する回答すると言つておきながら、まあ形をつくるだけの簡単な、役に立たない回答ぐらひはするかも知れないけれども、これ

は実質的な回答はしないのではないかと、時間かせぎではないかというように、私もそういう回答をするのではないかと考えておいたわけなんです。そういう意味で、今度の回答というものがやはり私も懸念しておいた状態で回答が出されたということについて、まず私も主としておった、これは非常に重大な国際的な問題ではないか、そうした懸念をたいへんに深めたわけなんです。今度の回答を見まして。

実は、警察のほうも早くから捜査に御苦心なさっていると思うのですが、ここに——これはいまの韓国の現在の情報部長李厚洛さんですね、この前任者であるところの金炯旭さん、これは六年間韓国の情報部長を李厚洛さんの前にやつておられた方でございますが、この「大地の架橋」というこの本を実は私も入手いたしました。これは韓国語で書いてあるので急いでお願いして日本語に翻訳していただいたわけなんです。政治的に好ましくない人間を国外で拉致拘束する方法、そしてそれをうまく韓国内に持ってくる方法について、詳しいいろいろな方法を情報部長として書いておられるわけですね。この本は一昨年にもう発売されておりました、これは韓国の方々から伺いますと、日本国内でも市販されておったようでございます。もうこれは私も見ますと、実はこれと今度のケースが全く一致している。拘束のしかた、拉致、それから誘拐、国外に連れ去つてまた韓国に入国させるしかたなどが、これは全くこの教科書どおりに行なわれている、そういうことで、私はやっぱり然としたわけですね、そういうことを担当されている警察ではこういう本はいくらからお読みになっておられましたか、二年前に発行されているんですが。

れたものがないという記事になっておりますので、私どももいたしましては、この本につきましてまだ詳細を承知しておられないという段階でございます。

○佐々木静子君 これはあまりにも怠慢じゃないですか、それじゃ。これは日本におられる韓国の方々、日本人でも韓国語を読める方はだいぶお読みになったと思えますけれども、これは外国において政治的に好ましくない人間をどうやっておびき出して、どうしてひっ捕まえるか、そうして人に気づかれぬようにどうして拉致して国外に脱出するか、そうしてまた、受け入れる側の本国においてはどういうようにしてこれを本国で監禁していくか、これが実に克明に書いてあるんですよ。これだけのページ、これ全部じゃないですけども。警備に当たる警察当局は、やはりこういう本が発行されたらすぐにでも担当者は勉強してもらわないと困りますね。これはお話になりません。全くここに書いてあるのと同じなんです。実は一部新聞でも報道されましたけれども、さらに詳しく私は、これ、全部——いまここに持ってきているのはこれだけですが、韓国語のわかる方に翻訳していただいたわけですね。これは具体的に全部を読むというたいへんです。この金炯旭さんが韓国情報部長、いまの韓国CIAの一番キャップにおられた、いまの李厚洛さんの前任者として仕事をしておられたときの、これは西ドイツにおける政治的に好ましくない人間を誘拐したときのいろいろな作戦計画、これも実に克明に書いてあるわけですね。これは初めから読むたいへんにひまどりますので、ちょっとこれを読み上げて警察当局の御意見を伺いたいたいです。

○説明員(佐々木静子君) 御指摘の「大地の架橋」でございますが、この本につきましては、まことにたいへん申しわけないのでありますが、昨日の読売新聞で承知したような次第でございます。読売新聞の記事も全文翻訳という形でなく、邦訳さ

特別な教育をその当時やっていたわけですね。この拘引要員全員に対して施した教育は、拘引する要領、監視する要領、検査する要領、それから国際法の必要項目を覚えさせ、これは西ドイツの場合には飛行機で本国に連れて帰ったので、空港での諸般の活動要領を教え込む、関係機関と接触したとき、たとえば西ドイツの政府の人にとがめられたような場合ですね、そのような場合の処置はどのようにやるかという要領を教育する、それからGは、その他の活動に必要な教育、というふうに、これ、きっちり教科書までつくつてあるわけですよ。そうして個条的に何名というふうにかまかい人数の分類までしている。

○説明員(佐々木静子君) 前回の委員会でも申し上げましたように、この種の国際的な規模での要人誘拐事件が日本を場として行なわれましたのは、実は初めてでございます。日本警察にとりましては、いわば初めての体験であったということから、この処置につきましてはいろいろふなれな点もございました。その点、前回もお答えしたとおりでございますが、海外の事例等につきましての事前の十分な調査研究、これは私も、たとえばハイジャックの問題とか、あるいは人質をとつての籠城事件、まあ私も浅間山荘事件という貴重な先訓がございますけれども、そういう事例、あるいはアラブゲリラによりましていろいろのなげり計画、こういうような当面非常に起こり得べき問題等につきましては、そのつど外務省を通じて関係国の警察から資料を入手する等、資料入手にとつておった次第でございますが、本件につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、勉強不足でまだ入手をしていないという段階でございます。

も、非常に似通った点があると思うのです。警察が日ごろからこの警備の問題について、情報を広く求められて、もう少しふんだんからの緻密な計画のもとに研究しておられたならば、これはこの事件が起こったそのときにでも、ぱつとひらめくものがあつたんじゃないかと、するとこの教科書にちゃんと載っているのですから、まずこの教科書どおりやるということも考えられることですから、それに対する手が打てたんじゃないかと私は思わざるを得ないわけなんです。警察当局として、その点どういうふうにお考えになりますか。

○説明員(佐々木静子君) 前回の委員会でも申し上げましたように、この種の国際的な規模での要人誘拐事件が日本を場として行なわれましたのは、実は初めてでございます。日本警察にとりましては、いわば初めての体験であったということから、この処置につきましてはいろいろふなれな点もございました。その点、前回もお答えしたとおりでございますが、海外の事例等につきましての事前の十分な調査研究、これは私も、たとえばハイジャックの問題とか、あるいは人質をとつての籠城事件、まあ私も浅間山荘事件という貴重な先訓がございますけれども、そういう事例、あるいはアラブゲリラによりましていろいろのなげり計画、こういうような当面非常に起こり得べき問題等につきましては、そのつど外務省を通じて関係国の警察から資料を入手する等、資料入手にとつておった次第でございますが、本件につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、勉強不足でまだ入手をしていないという段階でございます。

第三の手口を伺いますと、なるほど本件に似通ったところが感じられるように思われますが、私どももいたしましては、なるべく早くこの詳細を承知をいたしまして、この詳細、資料として生かしてまいりたいと、かように考えております。

○佐々木静子君 私この本を見まして、こういう面から極力捜査をしていただければ、もっと早くに犯人を、金大中さんが国内にいられる間に検査

できたのじゃないか、そうして日本の警察というものに對する信頼を、まあ國民に對しても、あるいは海外に對しても示すことができたのじゃないか。私は非常に残念に思うわけだ。

ただ、ここで注意したいことは、その次の部分の拘引要領、これは西ドイツの場合は主としてボンで、韓国政府から見ても好ましくない人間を逮捕しているわけで、逮捕というか、うまく言っておびき寄せたわけですけども、これはボンの空港から乗せずに、かなり長距離であつても、まずそのときは自動車に乗せる、これもはつきり書いてあるわけでありまして、ボンの場合は十時間自動車走らしているわけですけども、そのほうが見つかりにくいんだというふうなことをこれは書いてあるわけなんです。

そういう点なども、もう少しこういう本もあらんになっておられたら、もう少しにひらめくものが當然にあつた、だから私はそれがもう残念でかなわぬわけ、実は私、この本は私もでももう入手しているわけなんです。翻訳も、個人の力ですけど、韓国の方をお願いして、しているわけなんです。それが、ばく大な人員と国家予算を持った警察当局がきのう入手したというんじや、もうこれは話にも何にもならぬじやないですか。一体どういふことなんです。これは法務省は関係ないと言われるかもしれませんが、法務省は関係する、刑事局の要項の中にも、警察官の捜査の指導というふうなことも書いてあつたと思つて、入つていふことと思つて、これは法務省とすると、こういうことについては研究してゐなかつたわけですか。また、警察に對してそういうふうな連絡とか指導とか、そういうふうなことは何もしないなかつたわけですか。

○政府委員(安原美穂君) 御指摘の書物は、法務省では、少なくとも刑事局に關する限りは入手いたしておられますが、想像でございますけれども、各国の情報活動のあり方という面での貴重な文獻として、あるいは公安調査庁等においては入手しているかとも思いますけれども、それはそれとい

たしまして、指導ということも、まあ警察官の教養訓練というところは検察庁でやっておりますけれども、具体的な、国際的な要人の誘拐事件の捜査のしかたというふうなことは、残念ながら警察に對しては例はないと存じます。

○佐々木静子君 いまの公安調査庁が入手しているけれども、この公安調査庁が三週間前に起つておりながら、公安調査庁が知つてたか知らないかを刑事局長が御存じないんですか。また、知つてたけれども、公安調査庁が刑事局なり法務大臣なりにそういうお話をしないこともあるわけなんです。どういふことなんです。一体、

○政府委員(安原美穂君) お尋ね、やや誤解があるんじゃないかと思つて、私、その当該御指摘の書物を公安調査庁が情報活動の文獻として入手しているかもしれないことを申し上げたのでございまして、本件に關しまして公安調査庁から法務大臣には報告が、あるいは刑事局に報告が、あるいは連絡があつたかどうかという点につきましては、公安調査庁は御案内のとおり破壊活動容疑団体の調査を本来仕事とするものでございまして、本来本件の問題につきましてもは検察、警察の問題として刑事局が所管でございまして、むしろ公安調査庁から情報をいただくというふうな筋合いではないかと考えております。

○鈴木敏雄君 閣下。いまのお話はちよつと私には理解できません。少なくとも公安調査庁というものがあつて、もしこの原本を入手し、翻訳をして、調査庁が知つておつたとすれば、これは国際的な関連でもあるし、重大なことでありますから、政府全体としてこの情報に基づいて何がしかの対策をお考えになるとか、そういうことは当然じゃないですか。その辺に對する、われわれが聞いておりました対応策というものを對して積極性が欠けておるところに、いま佐々木委員のおっしゃるような不幸な事件が起きて、あとから野党に追及されて、そう

いうこともあつたかもしれないというふうなあいまいなこの回答をしますと、國民としては治安に對する、政府に對する信頼感というものがゼロになります。これは重大な私は問題だと思ひます。ですから委員長ね、公安調査庁を次の委員会にひとつ責任者を呼んでいただいて、この情報を入手しておつたのかどうなのか、本をすね。そういうことも明確にこれはこの際國民の前にしたいと思ひますから、そういうお取りはかりをお願いしたいと思ひます。

それから、閣下でちよつとお尋ねしたいのですが、まず、警察庁はきのう読売新聞の記事で知つたと、知つたなら、この本についてさつそく入手の手配をして、どういふ努力をされたのか、まだ全然そういうことがないのかどうなのか、これが一つですね。

それからもう一つは、いろいろと事件発生以来国会でも両院で質疑を重ねておりますが、どうもこれは全く雲をつかむようなことで、よくわからない。一体どうなつてゐるのだらうかという不安と、それからもう一つは、一体日本の警察というものはそういう点について明確にどういふ基本線を持つておつたのか、非常にその捜査に對する方針にも疑義を持つておるに思ひます。皆さんが事件発生以来御苦労していただいておりますことはわれわれも多々承知いたします。そこで、もう日本の警察当局としてはあらゆる手段を尽くして調べることがもう調べてしまつた、いまの段階でね、というのか、あるいは、いままでどういふ調べをしたが、こういうところにもまだ問題があるというふうに、残つておる部門があるのかどうか。これは捜査のことですからね。ここで具体的な内容について私は質問しようと思ひませんが、概念として、まあ大体済んじやつたというのか、それともまだ重要な部門が残つておるのでそれをやっておとつしやるのかです。その点です。

それは、いわゆるそのきめ手が金大中さんと一東さんですね、それから金敏仁さんですか、こゝういった方々をどうしても日本に再来日していた

だいて、直接の關係者から聞かない限りはそのなぞが解けないというところは私もよくわかるんです。ですから、皆さんがきのうの中間報告で示された韓国側のあの捜査の中間報告は、いま佐々木委員おっしゃるやうに、何がだかさっぱりわからぬ。急所が全然触れてない。だからせめてその關係者がどういふ供述をしたのかです。そのくらのことは日本政府として、法的にどうであらうと、日本の領土の中で起きたことでありますから、やはり韓国側にその点は要求をして、そしてその供述書ぐらい取つてすね、こちらに來られないとしても、とりあえずの措置としてはそういう措置をし、基本的にはこれはやっぱり再来日をしない限りはこの本質はつかめないと私は思ひます。そこらについてあなたから述べていただきたい。

それから、法務大臣にお尋ねしたいのですが、一体内閣、政府としてすね、この金大中事件に對してどういふ態度であるのか、この点が私にはよくわからない。たとえば各大臣が衆參で答へになる中でも、外務大臣の御答弁、通産大臣の御答弁、法務大臣の御答弁、率直に言つて、ニュアンスというよりも基本的な考え方の中に、私は、強い弱いという表現も出るかもしれませんが、き然たる態度で答へてゐる人と、何か政治的ということをおおせて、どつちにも都合のいいやうな、向こうの顔も立てたやうな答弁をしておる。そこ

に一体内閣内において田中内閣がこの金大中事件をどうとらえておるかということに對する疑義がある。疑問がある。

そこで、私も本会議を開いてそこで田中總理から明確にこの問題に對する報告を受けたと思ひます。本會議の要求をいたしておりましたが、自民黨政府のほうではこれにがえんじやない。やむを得ずいま両院で委員會をやつておるわけでありまして、おそらくこれは明日ぐらに衆議院の本會議で質疑をするというふうに私は落着くと思ひます。したがつて、參議院もそれに基つてやるのでありますが、いませつかくわれわれがこゝまで問題についていろいろと質疑をしてまい

ておりますが、政府のそういう統一したこれに対する確固たる不動のこの姿勢というものがわれわれに受けとめられない。私たち、率直に言つて法務大臣がお答えになっておる点は多としております。高く評価しております。そういう日本の国内において起こった事件であり、少なくとももう週刊誌とか外部においているとわれわれが出版物を讀んでみますと、具体的に韓国CIAというものがやつた、しかないというふうなそういう趣旨で、具体的に人物も書いて、きのうあたりの週刊ボストンなんかはもう明確にいつておる。ところが、われわれが国会の中で聞けばその点はまるっきりあいてない。こになつて、これはまあ週刊誌とかの新聞というところのあれはあるとしても、国民は讀んでおりますから、これだけ具体的な話が少なくとも公の雑誌の中に載つておるにもかかわらず、その辺が一つ国会の中では出てこない。こういう国会に対する不信も出てきますよ。だから、私はどうしてもこの点は、内閣がもつとき然たる態度で、主権侵犯間違いないとわれわれが判断しておるようなそういう問題でありまして、その確証がないということに対してちゅうちょをしておることはわかりますが、あまりにもこの問題を政治的に解決しようとする空気が最近濃厚になつてきた。

現に、私は朝日新聞をけさ見ましたが、あなたも、金氏再来日については信じておる、政治的な解決以外にはこれはないということをおっしゃつておる。この政治的解決というのは一体どういう意味なのか国民にはよくわかりませんが、何か本体というのに対して、国際的な日韓の友好関係ということだけを気にして、そしてこの重大な主権侵犯に及ぶ問題がどうかするとカムフラージュされてしまふような印象を受けるんです。だから、やはりやるべきことはやつて、かりに、大臣に脅迫の電話があった、それをねのけてやつておられる、これはりつぱですよ。われわれ政治家は、いまこの瞬間身にどういう危険があるか、これは覚悟の上ですよ。刺されることもあるかもしれぬ。

殺されることもあるかもしれぬ。しかし、そんなことをおそれて言論の自由をわれわれは曲げることはできない。したがつて、お互いに政治家はそういう信念に基づいてやつておるわけでありまして、何かこの本筋を忘れて、日韓に与える影響だけを気にして政治的な解決なんというものであれば、これはもう断じてわれわれは承服できない。ただすべきはただし、要求すべきは要求して、少なくとも韓国が日本の国会における議員の発言に対して干渉することができない。そういう意味において、もう少し内閣自体がき然たる態度で当てるような方法をとつてもらいたいと思うんだが、一体どうなつておるのか。それからあなた、金氏の再来日については確信をいふと言つて、何とかがそれをやつてもいいし、そのために何か政治的解決以外にないというふうな、こういう少しずれたような考え方については——まあ私、あなたの意見を聞かない間に失礼なことを申し上げてはいけませんから、受ける感情ですから、そういうふうな思いから、この政治的解決ということが、何か田中さんあたりがテレビの放送で言つたような、まあまああつたというふうなことで解決するようなことで私は断じてないと思つてますから、そういう危険性がなきにしろあらずですから、政府全体の態度として、その辺についてはき然たる態度で法務大臣はやつてほしいと思つてますが、そういう意味を含めお尋ねします。

○説明員(佐々木淳行君) まず第一点の、この本を入手したか、あるいはするにどういう措置をとつたか、こういうことでございしますが、この本に關しまして、読者の記事引用して恐縮でございますが、「この本の邦訳はまだなく、専門研究者間でほとんど知られていない。」「こういうこととてございまして、現地で入手するようにならなかつたかと思つて、現地に入手するようになつたのであります。佐々木先生、日本でも市販されておるといふことでございしますので、さっそくその市販のルートをおさがしして入手したいと思つておる。」「次に第二点でございますが、日本の警察は、この事件についてすでに捜査をこれ以上もうやることとないという段階なのか、それともまだ余地が残つておると、こういう御質問に對しましては、まだまだ十分これから捜査をしなければならぬ余地が残つておると申せます。なぜならば、先生御指摘のように、最も重大な被害者の公式の調査というものがまだ私どもの手もとに参つておりません。昨日送られた資料につきまして、これは佐々木先生も御質問ございましたのでこの機会にあわせてお答えをいたしまして、私どももいたしましては、決してこれでもって、正直なところ捜査の核心を突くような資料だといふふうには考えられないものでございまして、ただ、一つ参考になりましたのは船の捜査でございます。これは、私どもが海上保安庁と協力をして八日の午前零時から十日の午前零時までの間に韓国に向けて出航いたしました船三十五隻のうち十一隻がこの韓国側の回答によりましてある程度容疑が晴れたと、こういう成果はございまして、なお、その船舶につきましても、私どもとしてはもう少し納得のいく捜査をしたいと、かように考えております。しかし、まさしく仰せのとおり、被害者である金大中氏、この方が最も大事な証人でもあるわけでございますが、この方をはじめとして、金敬仁さん、さらには梁一東さんの三人の供述調書、これは本件捜査にとりましては不可欠なものでございまして、これがまだ入手されないといふことにつきまして、は、私ども、何としても一日も早く入手したい、かような考えから、昨日夜、正式に外務省に對しまして金大中氏ら三名の再来日を再度——再度と申しましてもう一回ももうしようが、強く要請をするともに、いままでもわれわれが要請をいたしました捜査資料のうちこの三人の供述調書、あるいはその要旨もつけようですから、これについて早急にいただきたい。韓国側は、三名の供述

が矛盾し合つておるといふことで時間をとつておるようでございますが、矛盾したままでけつこうですからぜひいただきたい、こういう強い申し入れを昨日行ないました。まだまだ捜査をしなければならぬ問題点はたくさん残つておりますので、われわれは、捜査はこれで行きどまりだとか行き詰まり、あるいは完了したとはもちろん考へておりません。これからだと思つておる。○國務大臣(田中伊三三君) 政府の間に発言のちぐはぐがあるじやないかといふことばでございます。そういうふうに見えぬこともないのかもしれないが、私はそれは見ていない。よく注意をしておるつもりであります。ニュアンスの違いはある。方針は一貫しておる。それはどんな方針なのかと言つて、いま警察が述べたになりましたように、この捜査を遂行して事件の真相を究明するといふことに一番大事なこととは何かと、こう言つと、これは申し上げるまでもない。警察のおこつたのとおり、金大中君をはじめ梁一東君、金国会議員、この三君が現場で犯人を目撃しておる。この三君を日本の国に呼び戻して、自信を持っております。日本の捜査当局がじきじきみずからこれを調べるといふこと以外にない。調べさしてくればきつと答えが出る。私は確信を持っております。きつと出る。それを戻さぬのです。私がけしからぬと言つてはこれを言うんで、ことばが過ぎておるといふ人もあるんですけれども、けしからぬ話だ。何で戻さぬ。勝手に戻つたんじゃないんです。おのれの意思に基づかずして拉致された。そして、日本におりました者が現に韓国におるといふ事実だけは疑いがない。これを戻してくれと言つて戻さぬ。私はこれをけしからぬと言つておるのでございます。外務省もその決意で交渉しておる。ところが、先生、一つ困つたことがある。それはどういふことが困つておるかと言つと、ものがしやんしやんいかぬのです。申しわけないんですけれども、どういふ理由で困ることが起こつておるかと言つと、国際法に基づけば、この犯人が

政府であるということ——政府という抽象的なものではございませんが、ことばを変えれば、政府の国家機関であるということが明白にならないと国際法上原状回復の要求をする法律上の権限がない。それは戻してくれぬことには明らかにならぬ。明らかにならぬければ権利はないと、こういうわけです。ここにおちいつておるのが本件の急所でございます。

そこで、私から政治的解決ということばが生まれる。国際法上、なぜ返さぬのか、けしからぬじやないかと言ってみる権利はない。返す、返さぬはおれの考えだと、こういうことになると、手のつけようがございません。こんなことをいつまでほっておいたって、ものがむしむししておるだけで解決しない。そこで、私は本件は政治解決でなければならぬということを言うておるのでございますが、それはどういう意味かという、外務省も、政府の方面においても、国際法上の権利義務というようなことをあまり言うな、相手の言うことをこつちが先言うことではないじやないか、国際法上の義務があるがなかるうが——国際法上の義務があるがなかるうが、政府が日本の要求をのんで両国の合意ができるならば、合意に基づいて引き渡さなければならぬ責任が生ずるじやないか、その合意をする責任が韓国にあるじやないか、日本と韓国とはどんな関係と思っておるか、こういう所論が私の根拠でございます。経済援助しておるからどうだなどというそんなけちなことを言うんじやない。日本と、両国の間においては、現に外人は六十三万人も私はお預かりをしておりますが、その中で韓国はじめ朝鮮出身の同胞の諸君は六十二万人に及んでおる。両国の間の国民は、結婚をして子供が生まれ、孫が生まれ、ひ孫が生まれている、そういう関係に置かれておる、血縁関係ができておる、非常に両国は大事な関係である、こういう事件、こういう事態が起こるうとも、両国の間にみぞがあつてはならぬ、亀裂を生じてはならぬという関係に置かれておる、それを認識しろ、韓国も。何だ、その認識を欠く

ような態度は。経済援助をしておるじやないか——そんなけちなことを言うておりません。そういう考えから申しますと、両国の大事な関係というものがあつて、日本政府、もともとこちらにからだがあつたのが、おのれの意思に基づかずして向こうへ行つておるのだ、それを戻してくれという要求には応じなければならぬ。国際法上の義務などというけちなものでなしに、もっと大事な道義上の責任があるじやないか。その道義上の責任を認めて戻してくれと。戻してきたら日本の力で答えを出してみ、そういう意味の政治解決以外はない。

うやむやに済ませるというふうには、佐々木先生、おことばが、そういうおことばありませんけれども、あなたはうやむやに済ませるのじやないかというふうな政治解決というふうにお聞き取りをいただきますという、私、心外なところがございいます。そうじやないんですね。そういう意味の政治解決、本件は政治解決以外はない、そういう、両国の国民、両国の政府もばかりじやありませんから、両国の政府がこれを認識、この両国の関係を認識すれば、私は必ず——必ず一段落がつけばこのからは返してくれと、こういうふうには私は信じておるのでございます。それを、政治解決で戻るものと信ずるということの——私は要らぬことを言うくせがあるものですから、それを言わいでよかつたことをおしやべりをしたものだから新聞記事に出ておるということですが、真意はそういうことでございます。

こういう考え方に立つておるのであります、これらの人々からだをぜひ日本に再来日を願いたい。国際法上の義務などという冷たいことを言うな、両国はそんな間柄ではないじやないか、まずその認識に立つてものを言え、こういう態度でこれをやりましたら、必ず私は両国の政治家に具眼の士はあろうと思ひますので、返ってくる、きつと返る、こういうふうには私は確信をしております。事件は少し時間がかかるかもしれぬが、からだが返ればみごと解決ができる、こういう確信

を私は持つておるのでございます。

それから、これは委員長にお願いでございますが、公安調査庁を呼んでという御要望がございましたが、幸いここにきておりますので、どうぞこれでがまんをしていただきまして、答弁をさせていただきますようにお願い申し上げます。

○佐々木静子君 簡単に答えてください、持ち時間がないから。

○政府委員(渡邊次郎君) 公安調査庁は、昨年入手いたしました。ただ、公安調査庁は本来国内の破壊団体を調査するのが職務でございます、この本の内容は権限外——直接の仕事の関係はございませんが、参考文獻として昨日入手いたしました。

○佐々木静子君 もう時間が、大臣の非常に力強い熱弁を伺つておりました、ちよつと時間がなくなつてしましましたので、もう一言簡単に申し上げます。これは、公安調査庁もこれは昨日入手された、刑事局は御存じない、警察も昨日というふうなことでは、これは全く私は本気になつて捜査をやつてられたのかどうか。この本があるというところを私どもは早くから聞いていました。だからそういうふうな、おそらく警察の耳にも入つていいると思ひます。私は、これはいま国際法云々という話がありましたけれども、韓国政府に遠慮なさつていいるから突つ込んだ捜査はなさらないんだと私は思ひます。韓国の政府に遠慮しない、時間がなくなりましたのでもうあと省略しますが、これは、うまいことを言つてきて連れてくる係、それから連れてきた者をうまいこと言つてなだめる係、それからそれを港なりどこやらまで護送する係、それから国境を突破するための方法とかまたその分担者、これ、翻訳に誤りがなければ、ちゃんと書いてあります。あまりにも怠慢じやないですか。私は、そのことで大臣がこの問題で閣僚のうちで最も正義感に燃えて、御熱心に取り組んでいただいているということ、さすがは法務大臣である、しかも私も弁護士ですが、やはり人権を擁護しようという、この在野法曹として

も先華であるということに非常に敬意を持つているわけですが、しかし全体として見たときに、やはり何か韓国政府に遠慮している、もうこのいまの御答弁を、各省の御答弁をお聞きしただけでも、そういうところでひつかかるわけなんです。日本の警察、日本の法務省、本気になつて持つてただけの力を発揮すれば、私はこれは国際法云々の問題を述べるまでもなく、これは重大な主権の侵害があつたということが、あすにでも立証されると私は思つていられるわけです。そういう意味において、大臣、最後にもうひとつ御所信を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(田中伊三君) ちよつといやな話でございますが、私、一口申し上げたいのでありますが、公安調査庁といひますと、公安という名前がついておるからね、一般公安もやるのかと、こういうことでおしかりがあるんじやないかと思ひます。公安調査庁は、御承知のような破壊活動防止法という法律に基づきまして、暴力主義的破壊活動に指定された団体の行動について、やるおそれがあるのかないのかということを調査することが法律上命ぜられた団体であります。その機関でございます。私の外郭団体で、私が監督をしております。それでございいますから、本件のごとき拉致事件、こういう人権じゅうりん、拉致事件というものは公安調査庁に關係はない、何ぼんやりしておるかというおことばは、これはお返しを申し上げておきたいと思ひます。どうか間違ひのないようにこれはひとつしていただきたい。

○佐々木静子君 いえ、私のほうから言つていんじやなくつて、法務省のほうから、公安調査庁は早くにこのことをキャッチしてたか知らないけれどもというお話があるから公安調査庁——私のほうから公安調査庁がなぜこれをやらぬかということはちよつとも言うてないです。そこ大臣間違つていただいたら困ります。(質問をよく聞いてもらわなければ困る)と呼ぶ者あり

○國務大臣(田中伊三君) はい、はい。ちよつと弁護もしておかぬとね。(笑聲)

○佐々木静子君 大臣、最後に何か。

○國務大臣(田中伊三次君) 公安調査庁がしかられておるといふので、ちよつと一口弁護しない。気が済まぬものですから、申しわけありません。そういう次第、先ほど申し上げたような次第でございまして、振り出しに戻りまして、行き詰まれば初心に返る、出発に返ることが重要なこととございまして、初心、出発に戻りまして、三君の身柄を来日していただきます事柄に全力を尽くしていきたい。それに政治力を發揮していきたい、これで御期待に沿いたいと、これは政府一致の確信で、ちぐはぐはないと、これを申し上げたいと思います。

○白木義一郎君 初めに外務省にお尋ねします。先日、先日に引き続きのお尋ねですが、先日五項目の申し入れということで御説明を願ったのですが、現在になってみますと、十項目の申し入れを行なったと、こういうことになっておりますが、当日の御説明と食い違いがある。その点をひとつ御説明をお願いします。

○説明員(中江要介君) 確かに、私、前回のこの委員会の席上で、日本政府の申し入れ事項は、基本的にはわがほうの捜査に対する協力が必要という十分でないもので、一そう協力してもらいたいという強い要請であつて、そのときに例示的に五つの項目を申し入れたと申し上げまして、その第一点でこれまでの捜査内容というのでありまして、これまでの捜査内容というのを現地で、ソウルで申し入れますときに、これをブレークダウンしたしまして、船舶の調査結果、それから押収品の鑑定結果、それから事件に関連して言及をされた人の名前、土地の名前、それから供述内容、それから一東氏の血液型、こういうこまかいものがそこに入りまして、それから中間発表の見通し、今後の捜査の見通し、来日の見通し、それから金氏の容疑があると言われているけれども、ほんとうにそういうことなら、容疑内容はどうか、こういうようにして、大きく五項目の中のものまでの捜査内容というところがブレークダウンして

五つあつて、それを一々勘定しますと十項になると、こういうこととございします。

○白木義一郎君 そこで、当日ですね、この申し入れについて、私たちはどうも従来の進行状況から見ますと、この申し入れについての回答はゆっくりリズムで、どうにもあまり期待がでないんじゃないか。法務大臣もあまり確信あるお話でもなかったし、情勢もそういうことでありましてけれども、先日の委員会の晩に回答があつたと、そういうことで、私たちも非常に前進した感じが抱いた。ところが内容の発表を見ると、非常にがっかりしたような、とらえどころのないような発表であつたと、こういうように受けとめているわけですが、その点について法務大臣、あるいは外務省、あるいは警察当局の、この回答についてのどのような御意見を、あるいは感じを持たれたか、あらためてお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(佐々木静子君) 私どもが一番強く希望しておりましたのは、金大中氏ら三名の供述の内容と、それから、これは第七項目でお願いをしてございまして、韓国での捜査の結果、日本における事件関係者の氏名あるいは日本国内の地名、こういうわがほうの捜査に役に立つ資料がいただけないだろうか、これが一番、さらには金大中氏を運んだと思われる客船の船名、これにつきまして強く期待をしておたわけとございしますが、いま申し上げました船舶の関係、これはある程度詳細な、目撃者等の供述の要旨等も含めましてかなり詳細なものが参りまして、これはかなり捜査の進展に役立ったと考えておりますが、先ほどお答えいたしましたように、供述の内容、並びに何らかの捜査の過程でわかつてまいりました関係者の氏名、地名、日本に関する氏名、地名、これが残念ながらまだ入っておりません。血液型につきましましてはちよつとおくれましたが、昨日入手いたしました。A型と判明、梁一東氏の血液型、これにつきましましてはちよつとおくれましたが、入手をしていたしました。その意味で、私どももいたしましては韓国政府の良識を信頼をして、早急にこの

種の捜査上不可欠の資料というものをちようだいできるだろう、こういうふうに着いて待つておるところとございします。

○説明員(中江要介君) 日本の捜査当局の非常に強い御要求によりまして、再々韓国側に捜査内容の連絡を要求しておたわけですけれども、なかなかかはかしい回答が得られなくて、非常に断片的なものしかなかったために、一度ひとつとめて捜査内容を知らせてもらえないかということ強く申し入れましたら、今回の報告が来たわけ、この報告が来たというのを予告されましたときは、先ほど佐々木先生も御指摘がございしたように、大いに期待するところがあつたわけとございします。この報告によつて、あるいは一番い

ま要求されている真相の究明に役立つんじゃないか、それが国民みんなの疑念を解消するのに役立つのではないかと、今度の報告を拝見いたしましたところ、韓国側の捜査に格別の進展があつたというところが見られない。そういう点では非常に私ども残念に思つております。これを渡しましたとき、韓国側の担当官の話では、これはとりあえず八月二十七日までにわかつたところをまとめたもので、これが決してすべてであるとも考えていないし、さらに捜査を継続するのである、おいおいまた連絡して結果を報告するけれども、八月二十七日現在ではこの程度である、こういうこととありまして。しかし、それを見ましたわがほうの捜査当局のお考えでは、先ほどお話をいたしましたように、これではとてもわがほうの捜査に対する有効な貢献ができるというものとは思えない点が多いので、まずさらに捜査の内容を詳細に知らせたい、特にその場合に、先ほどもありましたが、金大中氏ほか三名の供述内容、これが非常に大事だ、その点と、それから、金大中氏が再び日本に来るように、そして直接日本の捜査に協力していただけるように、この点は昨夜おそく警察庁のほうから御連絡をいただきました、すぐに現地のほうに電報で訓令いたしました、韓国

側に強く申し入れております。

○國務大臣(田中伊三次君) 私がお答えをする段階ではございせんけれども、ただいまの両君の御報告によつて、ある程度の心証を得る参考資料は曲がりなりにも出ていくわけで、今後政府の要求しております方針をかくく堅持して、特に大事なものは、腰つきをきつかり強力に、あくまでもこれを、要請を推し進めるという態度をとつていきたい、こう考えます。

○白木義一郎君 大臣に伺つたのは、非常に私たち国民は韓国の回答を期待していた。ところが、これはおそくなるんじゃないかと思つていたところが、大体期待を裏切つて思つたよりも早く回答があつた。これは大きな前進だと感心を開いたようなところが、中身はいま言ったような中身で、非常にがっかりした。それについて法務大臣はどのような感じを持たれたか、こういうことをお尋ねしたので、法務大臣は、いつもことば数が多くてうまくなれないのだといううなことを――そのとおりだと思ひますが、肝心なところになると、非常に法務大臣らしい姿勢で御答弁をなさるので、はなはだ遺憾なんです、端的に、まあ新聞等によれば、大臣も期待はずれだと、あるいは一応の誠意は認めるけれども、一口に言つてしまえば、あの回答は何だといったような談話を讀んだような感じがするわけですが、あらためてこの委員会でお答えを願ひたい。なぜかならば、皆さんもそうだろうと思ひますけれども、私たちは、もう会う人ごとに、これは一体どうなんだと、こういう話題が出てくるわけです。一口に言え、どうもはつきりしないのだと、海に向かうもはつきりしないし、せめてこつちぐらひはもう少し、おまえたちわれわれの代表で出ているのだから、何か委員会であつていろいろいけれども、もう少しわれわれにわかるような話をしてくれてもいいじゃないかと、それはまた全くそのとおりだけれども、そこがそういうわけにいかない。そういうことを毎日われわれ繰り返して、たいへん恐縮をしてい

しまつた。しかし一緒に帰国したわけじゃないです。それから、その間には一定の日時があつたわけですよ。そうしますと、その間相当な捜査上の参考意見が十分に聴取される機会あるいは時間があつたんじゃないか、そういうことを含めて、もしなかなかこの再来日が期待できなければ、捜査官を派遣する、しかし、なかなか韓国も応じないではありましようけれども、せめてこの金氏を除くお二人に日本の当局が参考人としてのいろいろな参考意見を聴取するというようなことを進めていくことは、あるいは交渉次第によつては可能じゃない

かと、こう思うわけです。その前に、事件が起きた当日、それから帰国してしまふまでのこの両氏と当局の取り調べといえますか——について詳細にお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(佐々津行君) 事件当日、前回の委員会御報告をいたしましたように、十四時四十五分パトカーが現場に到着をいたしまして、とりあえず警視庁に第一報を入れるとともに、パトカーの乗員四名がまずホテルの二十二階に上がりまして、梁一東氏並びに金敬仁氏両氏からとりあえず事情聴取をいたしました。この事情聴取の内容は、もっぱら緊急配備をするに必要な犯人の人物、特徴、あるいは金大中氏自身の人相、特徴、着衣などの聴取という点にとどまりました。前回御報告をいたしましたようなごく簡単な事実関係のみを聴取をいたして手配をしたわけでございます。

そのあと、麹町署の者あるいは外事二課員も次々と現場に到着をいたしまして、二時五十二分から、梁一東氏、金敬仁氏両氏から事情を聴取をいたしました。この際には、いわゆる金大中事務所の東京支所長でいらつしやる趙活俊氏や宇都宮代議士先生の秘書の方等も同席をされ、こもごも事情聴取をしたわけでございますが、この段階で新聞記者の会見要求等がございまして、梁一東氏

がそちらに行く、あるいは金敬仁氏もそちらに行くということで、残念ながらなかなかまとまったお話を聞く機会がない。また、同日の夕方五時

ろから、さらに両氏について詳しく事情を開かしていただきたいということ、取り組んだわけですが、これもやはりそういう新聞記者会見その他に次々と応じられるということ、またまったお話に聞けないまま推移をいたしました。

梁一東氏につきましては、御承知のように私も外務省にもお願いをし、あるいは外務省からさらに韓国大使館等にもお願いをしていただきました。重要な参考人でございますので、どうしても残っていただきたい、こういうことで説得に努めたわけですが、金敏仁氏のほうは説得に

応じて、たしか十五日までと記憶しておりますが、おとどまりをいただいたわけでございますが、梁一東氏のほうは、八月十五日に予定されております独立記念日の諸行事に野党の党首としてどうしても出席しなければならぬので、どうしても帰国をする、そのかわり十六日には再び帰ってくる、こういうお約束を捜査本部のものはよくうだいをしたわけでございます。このお約束につきましては、さらに私も捜査本部が直接伺っただけでは不十分かと思いましたが、外務省にも手配をいたしまして、公式に確認していただくようつとめ、私も私としては十六日に再度、独立記念日の行事が終わったあと御来日いただけるものと信じて、梁一東氏については説得に説得を重ねましたけれども、出国をしてしまった。法的には私も、この方が事件の被疑者であるという何らの証拠もございませんので、身柄を拘束する法的な根拠もございません。出国の自由というものは、私どもどうしても任意の説得以外になかったわけでございます。梁一東氏はそういうことで出国をして、十分な事情聴取というものがなされております。

また、金敏仁氏につきましては、十五日まで御協力をいただき、かなりの供述を得たわけですが、けれども、どちらかというと、金敏仁氏のほうは当日から飛び込みで参加をされたという経緯がございますし、またそれそればらばらにされて押えられた、まあ物理的には押えられなかったよう

でございますけれども、状況をよく見ておられない。それで、また十分お残りをいただいたわけですが、それでも、もう私は何も言うことがないという程度にまでお聞かせいただいた。その内容というものは、もう新聞記者発表で出ておるものと大同小異でございますという、特にそれ以上捜査上たいへん参考になるということは、新聞に出ておる以外のことはございませんでした。

十六日になりました、私も待機をしておいたわけですが、ついに梁一東氏は来日をされません。この点につきましては再度来日をされるようにお願ひしたわけですが、今日までおいでにならないという状況でございます。したがって、私も、私どもは、たゞいま先生御指摘のように、金大中氏についてはなお若干の時間を要するといまして、梁一東氏あるいは金敏仁氏につきましては、もしもそれより早い時期に来日が可能であれば私も大歓迎をいたします。

○白木義一郎君 大臣はいまの警察の報告を御存じでしたか。梁一東氏と当局がかたい約束をしていた、必ずまた大会を終わったらすぐ帰ってきて、日本へ来て重要参考人としての供述等、あるいは日本の警察当局の取り調べに必ず応ずるとい、まあいまの、かたい約束だ、こういうことですが、御存じだったんでしょうか。

○國務大臣(田中伊三三君) 承っております。○白木義一郎君 そういう点からも、さらに韓国に対して強い要望のしかたも出てくるんじゃないか、こういうふうにも考えてお尋ねしているわけですが、そういう点も、まあいま伺っているところですが、そういう点も、まあいま伺っているところですが、警察のほうも、どうも事件当日は目撃者がいないんだからというように、少なうともこの現場にいた二人は、韓国の国会議員でもあり指導者の立場にある方が、こういう重大な立場、重要な立場にある人たちが現場にいないのはつきりしない、そういう点もつきりしないわけですが、またエレベーターのあれで目撃した人があるんじゃないかと

か、あるいは女の子が食事を運んでいって見ておるんじゃないかと、そういう人たちはお客さんとして、あるいはエレベーターに乗るところを見たにしてもあるいは病人でも出たんじゃないかという程度でこれを見のがす立場ですよ、目撃者としては、しかし、この二人はもう韓国の指導者でありますから、政情あるいは国内の現状等については当然詳しく心得ていなきゃならない、そういう人が現場にいないのはつきりしない、しかもかたい約束をいまだに守ってもらえない、したがって捜査当局が非常に苦心をされている、こういう点も、これはまあ三人が来ればそれこそはつきりすることですが、できれば一歩一歩解明していくていかなければならないことだと思います。

そこで、時間がなくなりましたから、最後に一つだけお伺いしたいことは、当然日本の首都である東京で、世界各国の要人が滞在している宿泊するホテルについてどのような従来警備体制をしていたか。当局は当然のことですが、今度はホテル自体としても独自のお客さんに対する警備の体制があったんじゃないか、この点お伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(佐々津行君) 要人が来日をされましたとき、どのホテルに泊まるかによりまして、またその要人の政治的背景、国際的な影響力、地位その他によりまして、警察のとりまき警備体制といふのはおのずから異なるわけでございますが、たとえば慶承志一行のような方がお見えになったときの措置等は万全を期しておるわけでございます。

お尋ねのホテルの側の自主的な警備体制について、このグランドホテルの具体的な例について私どもも承知しておりますことをお答えをいたしますと、ホテル側はガードマン会社に地下一階以上の警備を依頼しております。現在同ホテルには隊長以下十三名が二交代二十四時間勤務体制で警備に当たっております。交代は午前九時の由でございます。勤務方法につきましては、受付あるいは待機、巡回等を交互に行なっておるわけ

でございますが、事件当日、事件のあった二十二階は午後一時十五分に一人のガードマンが巡視をした、しかし異常は認められなかったと、こういう報告をしておるようでございます。ガードマンの巡回方法につきましては、事務所から二十三階にエレベーターで上がりまして、一階ずつ歩いてパトロールをしてだんだんおりてくると、こういう形をとっておるようでございます。

また地下二階、三階は駐車場でございますが、この駐車場につきまして、ホテル側はパレス交通という、まあこれも駐車場関係の会社でございますが、ここに警備を一任しておるようでございます。現在毎日七名が午前七時三十分から二十四時の間、交代しながら、主として入口と出口のチェック、あるいは料金の徴収、満車時の交通整理等を中心とした警備に当たっておる由でございます。事件当日は二名が勤務をしておりました、入り口と申します出入口と申しますか、これに勤務をしておるようでございますが、この時間帯駐車場から出ました三十台の車について、目撃の有無、特異な車の目撃の事実があったかどうか等十分聴取をいたしましたが、残念ながら現在までのところ有力な目撃者を発見するに至っていないという段階でございます。

○白木義一郎君 そうしますと、そういう私設のガードマンをホテルのほうに常時使って警戒に当たっていた。そうしますと警備の計画あるいは時間帯等がいつも一定しているわけですか。そうしますと、当然、そこで犯罪を行なうとすれば、このパトロールの時間帯等を調査した上で、その間隙を縫って犯罪を行なう、あるいは何らかの方法によって当日だけこのパトロールの時間を変更して、そして犯罪を行なうというようにことが考えられるわけですか。今後の問題もありません、したがってこういうふうなガードマンのあり方、あるいは今後当局としての指導の上から、どこまで、どういう点に捜査をしたか、そういう点、また別な機会にお伺いしたいと思ひますけれども、とりあえずこのガードマンの会社名ですね、それ

から社長等は当然おわかりになっていると思いますので、お知らせをお願いしたいと思います。

○説明員(佐々津行君) 会社名、申し落としました。総合警備保障会社でございます。

○白木義一郎君 社長さんは。

○説明員(佐々津行君) 社長名、ちよつと調べておりませんでした。

○白木義一郎君 じゃ、もう時間がありませんからこれで最後に、次の機会に回したいと思います。どうして悪知恵というものは非常にすぐれていて善良な人の知恵よりもはるかに進むのが常であります。これは、そういうことは考えたくはありませんが、これだけの世界的な問題を起こす以上、あるいはまた、一方では、いまこういつたような本に非常に克明に研究されておるといふようなことがあるわけで、そうしますと、当然犯罪者としては、このガードマンに対しては強い研究、あるいは対策を講じなければならぬ。こうしるうと目にも考へるわけですから、その点について、これだけの日時がたつたわけですから、もう少し詳しい、たとえばこういう会社とか、社長はこういう人である、内容等あるいは前歴等、もう一つにそちらの手元にあるんじゃないか、こう思ってお尋ねしたのですが、これも不鮮明なお答えで残念でしたが、引き続きまた次の機会にいろいろとお尋ねをしたいと思ひます。

○渡辺武君 けさの朝日新聞に、法務大臣が、きのうの午後の記者会見におきまして次のようなことを語ったという記事が出ております。それによりますと、「法相は今後も日韓の緊密な関係を維持するために政治的解決以外に方法がない」と述べ、韓国側が事件を政治的な観点から処理することを期待していることをほのめかした。法相は、事件の「政治的解決」を見通した理由として「日韓関係はどんな事情があつても緊密な状態を続けなければならないが、金氏の再来日が実現しないと両国間に決定的なミソができて重大事態になることが考えられるため」と述べた。そして、これを避けるためには「主権侵害」といふ問題がは

きりしない以上、韓国には金氏を来日させることについて法的な義務はないが、両国間で政治的な合意が行なわれて処理されるべきだ」と語ったという記事であります。法務大臣がこのように語られたかどうか、まずその事実を確かめたいと思ひます。

(委員長退席、理事白木義一郎君着席)

○國務大臣(田中伊三三君) ほほそういう発言をいたしました記憶がございません。

○渡辺武君 この法務大臣のおこぼれを讀んでみますと、事件の真相究明についてはいわば二の次、三の次にしておいて、そして金氏来日その他の問題について政治的に処理していきたいといふうな態度をとっておられるといふうに考えられますけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(田中伊三三君) 先生御不在の間でございまして、先ほど、同様の事柄で答へをいたしました。大事なお尋ねでございますから、もう一度申し上げますが、そうじゃないんです。政治的といふことばはいくことばなんです。政治的といふことばは、政治的といふことばなんです。うやむやといふことを私が言うたのではない、もつと気のきいた政治的といふ意味でござい

ます。これはどういう意味かと申しますと、主権の侵犯といふことが明らかにならなければ、来日を拒む権利が韓国にある。これだけのもう議論の余地はない。しかし、来日を拒まれたのは事の真相を明白にはできぬ。何とか来日をさす道がなかろうかといふことになると、国際法上義務があるとかないとかけちなことを言わずに、日韓両国の緊密な関係に思ひをいたすべきだ。それに思ひをいたせば、国際上の法律論を越えて、これは思ひなければならぬといふことになるであらう。それを思ひなければならぬといふことになると、政治判断ができなような相手であるといふと、両国の間に重大事態が発生する。重大事態の発生は避けねばならぬ。こうなると、私は、時を得て必ず本人のからだは来日する機会が来る。すみやかに、できるだ

け早くこれが行なわれるように政治的解決が必要である。ええ意味でしょう。こういう意味を私は言うておる。説明もしたんです。なかなかぼくの言うておるとおりには記事にしてくれませんかからね。ですからそういうふうには、何だ、うやむやに解決すること、法務大臣、けしからぬ。うやむやの解決なんということは、断じてそんなことは、賛成も反対も論外でございします。そういうことはございしません。

(理事白木義一郎君退席、委員長着席)

○渡辺武君 その御答弁は私も先ほど伺いました。伺いましたけれども、どうも納得できない。その御答弁自身についてはさらにもうちよつとあつて伺いたいと思ひますが、重ねて法務大臣に伺いたいと思ひますが、私、先ほど法務大臣の昨日の記者会見でのおことばですね、これは、主権侵害の問題について日本政府が自主的にきびしくみずから究明するといふことについてはちよつと二の次にしておいて、そうして政治的解決といふことに期待をかけているんじゃないかといふ趣旨のことを伺いましたけれども、きのうの毎日新聞に次のような記事が書かれております。

これは、一部の権威筋では、この事件についてはすでに日韓米三国のトップレベルでは暗黙の了解ができた、という見方もあるんだということを伝えた記事であります。その暗黙の了解といふのは一体何なのかといへば、まず第一にはこの真相の公表、この点については米日韓三国に大きな影響がある。したがってこれは一定の冷却期間を設けた上で、いずれこれは公表されることになるだろう。そうして現在問題になっているこの主権侵害の問題については、「すでに犯人グループについては、KCIAなど韓国の国家機関やメンバーは関係せず、金大中氏の日本や米国での行動に反発した極右的な「救国同盟行動隊」という純民間団体による事件」として終結させることが確実視されている」といふ記事であります。特に金大中氏来日の問題については、これは、捜査協力という形になるかどうかは不明にしても、金大中氏の

再来日も十分あり得るとの観測も出ている。、こういう記事が出てくるわけでありまして。なお続けて「こうなれば日本での論議の中心になっている「国家主権の侵害」は一応回避され、二国間にまたがる純刑事事件として終結することになる。」という記事であります。

私は、きのうの大臣の記者会見における政治的解決なるものは、この毎日新聞に伝えられている日韓米三国のトップレベルでの暗黙の了解、つまり主権問題、これは触れないようにしておいて、そうして結局のところ金氏の来日の問題、これは政治的に実現させる、しかし、そうであっても、結局のところ主権問題といふのは事実上これは解消するといふその方向と一致しているんじゃないかといふうに考えられます。特に法務大臣が日韓両国の親善の問題を強調して、その立場からの政治的解決といふことを主張している以上、私はきのうの毎日新聞の報道の方向、これとまさに一致していいんじゃないかといふ感じがするんですが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(田中伊三三君) 先生、私のきのうの発言と、それから毎日の記事と仰せられる記事の報道の内容とを結んでお考えをいただいている、それは別々に判断をしてくださいます。私はその記事とは関係ない。実はそういう記事は読んでもいい。いま先生から伺つて、そういう記事があつたなというふうな感じがする程度でございします。はつきりした記憶、何日の新聞で朝刊か夕刊か、どんな記事だったか、何面にあつたかといふたようなこと、記憶はございません。記憶は悪いほうじゃないんです、悪いほうじゃないんですが、私は実際その記憶はない。それは別のものとお考えをいただきます。

それから、先生は主権の侵犯問題は二の次にして、どういふことばがありましたが、主権の侵犯があつたかないのかといふことを究明するためには、国家機関が、私の第六感でいう某国の国家機関が関係したのかどうかといふことを究明しなければ、

主権の侵犯があったか否かはわからない。それを究明するということは、犯人は何びとかを究明することです。犯人が何びとかを究明するに、金君のからだに再来日をしてもらわなければならない。国際法上再来日に応ずる義務があるとかないとか、けちな話ではないんです。両国の親密な関係から、日本国がここまで苦勞をしておることだから、応じてもらわなければならない。これぐらいな義務が韓国にあるということを大きな声で言っておるんです。世論も同意をしております。こういう考え方でこれを立てておるのであります。からだを戻してくれぬことには犯罪捜査が進まない。進まなければ犯人はだれかがわからない。だれかがわからなければ主権の侵犯があったか否かというこの論議ができない。こういう筋が本件の特徴でございます。主権の侵犯云々をほって政治的解決とは何事かということ、少し当たりにくいのではないかと。

先生なかなか深刻にものをおっしゃるものです。からね、何か私の言うたことが合っているような——そんなことないんです。それは、いや、ほんとうにないんです。ほんとうに。ほんとうに。私は記者会見するのをどうかと思つたんですけれども、しかしこれ、新聞記者が記者会見しなければ承知しない。それで、記者会見しても何にも言わぬので、きょうここで言うたとおり、それは警察と外務省に聞いてくれ、わしは事件送致を受けていない。送致を受けていない者が、捜査の急所に触れるような事柄について、いいとか悪いとか論議ができるものじゃない。それは憤しむべきものだ。わしの任務はそんなところにあるんだ、送致を受けた瞬間以後においてはこつちのもんだ、責任をもつてやるんだと、こういうことを私は言うておるわけで、一口もものを言わなかったんです。きのうは、本件の捜査問題、捜査の回答問題はいいものを言わなかった。ところが、いろんなことを記者が聞くもんですから、聞くといつられて話をする。ですから偶然な発言でございます。

います。しかし、信念と違ふことを言つたんだという無責任なことは申しません、私の信念どおりの発言でございますが、質問につられてつい偶然にこのことを言つたという、そういうチャンスでの発言でございます。その毎日の記事とは関係はない。

それから、私の政治的発言というものが、主権の問題をうやむやにする発言なんという、そんなことを私という男がするはずはございませんから、それは信用してください。そういうことはございせん。

○渡辺武君 主権の侵害の問題をうやむやにしたいとおっしゃいましたんで、その点に立つて私伺いたいと思ふです。

先ほどの大臣の御答弁は、私は一つの論理の矛盾だと思ふ。なぜかといふと、主権の侵害の問題、これを明らかにしなければ金氏の来日を求める権利が出てこない、こういうわけでしょう。ところが、金氏が来日しなければこの主権侵害の問題も明らかにならぬ。こういう循環論に私は立つていふと思ふ。一体、政府としては、金氏の来日を待つまでもなく——私は金氏の来日は必要だと思ふ。どうしてもこれは一度呼び戻して、そしてあの事件以前の状態に戻すことが必要だと思ふ。また、日本政府の立場でこの事件の徹底的究明のために、金氏にもいろいろ事実を述べていただくということは私は必要だと思ふ。しかし、金氏の来日を待つまでもなく、日本政府が、きびしい立場で自主的にこの問題の真相を徹底的に究明するということが必要じゃないかと思ふ。

その点を強調されないで、金氏の来日、いわば政治的な解決にかけるかのような発言をされる。これでは、結局のところ、真相の究明ということとは二の次三の次になるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○国務大臣(田中伊三三君) それは、先生の仰せになっておることが矛盾じゃないでしょうか。これは、私は何でも思ふことしか言わぬ男です。

からそのつもりでお聞きをいただきたいんですが、法律論、国際法上の法律論をやれば、先生仰せのとおり循環論です。これは、何百年たつても解決はしない。循環論が続くのみです。そこで政治解決をせよと。政治解決とはどんなことか。国際法を超越をしない。どんな超越のしかたかという、両国の——世界に類例のない、二国という国でございます。この関係は、この両国の関係に思いをいたして、両国の政治家が判断をして、日本へこれを返すことに合意をせよと。合意をしてくれと。その合意ができるならばこの循環論は破れるんです。金を取り調べをする、真相はわかりたいへん自信の強い話でございますが、金を取り調べることでございしたら、金君を取り調べることでございしたら、答えは出ます。日本の警察の腕にかけて答えは出る。これは、これだけは間違いないです。私は確信を持っています。そういうことでございせん。

○渡辺武君 今回の事件は、これはもう法相自身第六感で感じとっておられるように、また私もしろうとが新聞記事その他で知つてもすぐわかりますように、KCIA、すなわちいまの韓国民衆に暗黒政治を強要している朴正熙反共独裁政権の秘密謀略機構、これによって引き起こされた、日本の主権に対する重大な侵害であるという疑いの非常に強い事件です。そしてまた、新聞の記事でも、あるいはまた国会の論議を通じて、ほとんと事実と思われている点は、日本にKCIAの要員がたぐさ来ていて、そして実活動しているということなんです。今回の金大中氏事件は、いわばその一つの問題にすぎない。だとするならば、政府が、日本にいるKCIAの実態、あるいはまた金氏の事件についてのKCIAとのかわり合い、この点をこそ自主的にきびしく調べ、これこそが必要じゃないでしょうか。それは金氏の来日も必要です。しかし金氏の来日を待つまでもなく、政府が、今回の事件とKCIAとの関係、これを徹底的に追求するということが必要

じゃないでしょうか。そうおやりになるおつもりでございますか。

○国務大臣(田中伊三三君) これは第一線の捜査当局である司法警察当局がお答えを申し上げることでございます。私の言うことではございません。んけれども、それは先生、徹底的に取り調べる道でございますか。——私はないと思ふ。金君を戻してもらふこと以外にないと思ふ。

代議士在職三十年。三十年間を一貫して法務委員でございます。犯罪捜査を含めた法務行政には三十年タツチしております。刑事専門の弁護士たること四十年でございます。その私が、第六感でこう考えると、こう言つた。——私は、筋をたしまして、金君を戻してくれなければ——戻す根拠は国際法でも何でもい、合意でも何でもい、がとにかく戻してくれ、それを戻してくれなければ事件は迷宮に入る——こういうことをいふつかうのはどういふことかと私は心配をするのであります。戻すことに合意をしてくれる熱意と親切があれば戻ります。犯罪捜査に協力してくれる熱意があれば、戻さねばならぬ。戻してくれなければ事件は迷宮だ。

先生は、ほかに究明する道があるんじゃないか、何してやるのだ。おまえらばんやりしておると言わんばかりのおしかりでございますけれども、それは私は聞けない。それは聞けません。そのお話は聞けません、それは。道はございせん。それに加うるに、金国会議員と梁一東君と両君が返つてくれる——まあ一応はいろいろなお話を聞かしていただいておりますが、この上捜査の急所に入つたお話を聞くことができてこの三人の捜査ができれば、それでうやむやで先が見えないということなら、日本警察のやろうと云うていただいても私はおじぎする以外にない。そんなことはありせん。それを連れて帰つていただければ必ずできる。これ以外に、犯罪の捜査を進ませしめて犯人は何びとかを特定する道はない。それからもう一つ、私は先生に申しわけないの

ですが、先生は、K C I A ということはコリアン C I A ということですから、大韓民国情報部ということをいまはつきり仰せになりましたね。たいへん私はおそろしいことをおっしゃったものと思うのですが、私がそれに応じて黙って答えをしておると、お前はそれをおことばを承認する前提に立って答えをしておるのではないかと問われることは、私に重大責任がある。私はそんなことは言うておらぬ。私は某国の C I A — K ということは言うておりません。コリアンというふうなことは言うておらぬ。某国の C I A というふうな表現をしておりません。某国とはだれかということは、聞く人によって違ふだろうが、これは私の責任ではない。こういう立場が私の国会における一貫した立場でございますから、先生の前半のおことばに同意をして、その前提に立ってお答えを申し上げたものではない。これを一口お聞きをいただいておりますか。

○渡辺武君 そうしますと、いま日本の捜査当局は、これは金氏事件と K C I A との関係については何も調べてないということですか。

○説明員(佐々淳行君) 捜査官にとりまして、捜査に予断を持つことは禁物でございます。私どもはじみちな捜査を通じて事実を積み上げ、その事実によって真相を究明いたしたいと考えて、鋭意捜査をいたしております。

○渡辺武君 その捜査の中で K C I A との関係は出てきたですか、出てこないですか。

○説明員(佐々淳行君) 現在までの捜査の過程では、この犯人のグループがどういう組織であるのか、これを確定するに足る証拠はまだ発見するに至っておりません。

○渡辺武君 それでは一、二の点を伺いたいと思います。

まず、事件が起こったときに、現場のグラッドパレスホテルにまつ先にかつてたのが金大権駐日公使だったというふうな言われております。金大権は、現場に残っていた梁一東氏から事情を聴取したけれども、日本の警察への連絡はだいたい

そくなつてからで、私服が現場に到着したときはすでに金公使の姿はなかったと言われている。この事実は調査されましたか。

また、事件の四日前の八月四日には、金大権氏はこのホテルに梁一東氏をたずねて会談をしております。この事実も調べましたか。

また、金大権氏の前歴でございますけれども、この方は、駐日公使になる前は、金基完の名前で K C I A 第七局長のいすにあつた人物であり、さらに、かつて西ドイツの韓国留学生ら拉致事件にも関係した前歴を持つていられると言われております。現在日本にいる K C I A の総元締めだといふ話もあります。政府は、このような前歴を持つ金公使が事件前後に不可解な行動をしているという点についてどう考えておられるか。

○説明員(佐々淳行君) お尋ねの金大権公使につきましても、事件当日ホテル・グラッドパレスに行つたことは事実でございます。この金大権公使より、八月の九日、警視庁の特捜本部、具体的には三井公安部長に対してでございますけれども、事情を説明をしたい、捜査に協力をするという旨の申し出がございまして、捜査本部の幹部が同氏より事情を聴取をいたしております。その聴取した内容によりますと、八月八日の午後一時五十分ごろ梁一東氏から電話がかかりまして、いま金大中氏が連れていかれた、こういう連絡があつて、すぐ車でグラッドパレスに向かつて。ホテルには二時二十分ごろ到着をしております。この金大権氏の話によりますと、自分の国の野党の指導者である政治家から、さらにかつては大統領候補であつた金大中氏の事件について通報があつた以上、大使館員としては、自国民保護の立場から現場に急行するのは当然の仕事である、こういうこととでございます。

また、金大権氏がかつてどういう経歴であつたか。私どもは、確証をもつて、これがかつての御指摘のような役職の方かどうか存じませんが、またこれを知るすべは、外交身分でもって入国をしてこられた以上、私どもとしては、これをみだりに捜査の対象として事情聴取をするということには、外交特権保持者については許されておられません。私どもは承知をいたしておられません。

○渡辺武君 外交官の一人として来日してきていられる、外交特権を持つていられる。ところが、その人が日本にいる K C I A の総元締めだといふ疑いがある。西ドイツからの学生拉致事件にも関係している。K C I A の重要な部署を占めておつた人だ。今度起こつていられる事件は、日本の主権に対する重大な侵犯行為の疑いがある問題であります。日本政府が自主的な立場でこのような疑惑に包まれた人物の前歴をいはいはつきりとかかむ、そのくらのことは責任をもつてやるべきじゃないですか。これは日本の主権を守る上に必要不可欠のこととす。どうですか。

○説明員(佐々淳行君) 一国を代表いたします外交官、特に公使の身分のある者が、任意で捜査本部に対して協力を申し出てきたその供述というものを、私たちが捜査官の立場で全く頭から否定をしてかかるといふことは許されなかつたと思ひます。私どもは、先ほど申しましたように、捜査官といたしまして、予断を排しつつも、あくまでじみちな捜査によって事実を突きとめ、真相を明らかにしたいと考えております。

○渡辺武君 じみちな捜査で事実を突きとめてないじゃないですか。この人の前身がどういふものか、その事実さえ突きとめられない。結局、K C I A の活動という点を回避しようといふ前提があるからそういうことになるのじゃないですか。

私は重ねて伺ひますけれども、この金大中氏事件の起こつた前後に、相次いで不審な韓国人のグループ——これは K C I A の関係者だと言われている。こういう人たちが来日し、また離日している。時間がありませんので、その全部を申し上げるわけにいきませんけれども、ほんの一つ、二つを例として申し上げますと、駐米韓国大使館の朴正一二等書記官——これは K C I A の部員だと言われる。この人が七月の十一日にアメリカから日本に來られて、そして十二月にソウルへ立たれる。

そうして八月七日、つまり事件の起こつた前日の午後三時十五分に日本に來られて羽田に着く。そして事件当日の八月八日の午前十時十五分に今度は米國へ向かつて、日本を立つていられる。これは法務省の入國管理局の発表でそういう事実がわかつていられるわけで、法務大臣自身が金大中氏事件に関係しているような感じがするという御発言もあつた人物であります。

また、駐米韓国大使館の四人の K C I A 部員——これは李公使も含めて、金大中氏がアメリカを立つて日本に來られたその翌日に韓国に帰る。そして、そのうちの一人である林大佐が八月十三日、それから李公使も同日アメリカに帰つておられる。この李公使という方は、一九六七年度の西ドイツ韓国留学生誘拐事件の指揮に當つた人物だと言われているわけでありす。

特に米國に亡命中の李前韓国大使館広報部長が、新聞に載つた彼の談話によれば、金大中事件は三十人以上の K C I A 部員によつて謀議、実行されたもので、その中の幾人かは、駐米大使館に配属されていられる者だといふふうに語つていられる。これは、もう日本国民たがいの人は、あの金氏の拉致事件といふのは、これはひよつこりできたような反共団体がやるようなものじゃないだろう、白屋堂々と日本の首都東京のどまん中から一人の人間を拉致して、そして関西のどこかへ連れて行つて、そして小舟に乗せ、さらに大きな船に乗せて、そして本國へ連れ去る、これは強大な組織を持つた機構が動かなければ、こんなことはできないだろうとだれも考えている。そして、まさに韓国でこういうことをやることのできるもの、過去の事例からしても K C I A 以外になかろう、だれもがそう考えている。その点について、いま私があげたこれらの人たちの不審な動き、これらについて、金大中氏事件との関連、そこに焦点をぼつてお調べになりましたか。

○説明員(佐々淳行君) ただいま御指摘の韓国公務員の往來の状況に關しましては、私どもも一般情報として承知をいたしておりますが、そのう

ち、来日が確認をされておりますのは、ただいま御指摘の駐アメリカ韓国大使館の朴正一二等書記官、これにつきましては、法務省入国管理局の調査結果により、私も承認をいたしております。しかしながら、現在までの捜査では、同氏と本件の関連性についてはこれを裏づける証拠の発見に至っておりません。

また、金大中氏の供述に關しまして、私も新聞記事を通じて金大中氏がこう語ったと、こういう供述内容を承認をいたしておりますが、先ほど来たたびにお話しするように、金大中氏の公的な、いわゆる捜査機関の取り調べによって公的に裏づけられた事実関係に基づく調書というものの入手に至っておりません。それなるとゆえに私も、肝心の被害者である金大中氏、特に連行をされた際に目撃者でありますところの金敬仁氏も、あるいは梁一東氏も、五人という犯人の数字が出ておりますけれども、先般の法務委員会で申し上げましたように、そのうちの三人しか見ておられぬわけですから、その三人の人物、特徴もこの前申し上げた程度であって、一番事実を知っておる、犯人グループの顔を見、その人たちのことを覚えておるのは金大中氏自身でございます。その意味で、私も金大中氏及び金敬仁、梁一東両氏の来日が本件捜査にとって不可欠であるというふう

に繰り返して申し上げておる次第でございます。繰り返して申し上げますが、来日の必要性というものは、本件真相の解明にとって不可欠のものとして、私も切に希望をしておるところであります。また、先ほど白木先生の御質問に對しまして、三人のうち二人先においでいただくのはどうかというお話がございましたが、このお二人が先に来て、帰ったあとで金大中氏ということになりますと、捜査上いろいろ支障がございますので、先においでをいただくとともに、梁一東氏、金敬仁氏が御在日中に金大中氏に御来日がいただければと、かように考えている次第でございます。

○渡辺武君 時間が来ましたので、二、三点まゝと

めて伺いますけれども、金大中氏の来日が必要だということとは私ももちろんそうだと思いますけれども、金大中氏の来日を待たずして、KCIAと今度の事件との関係、これについては何も調べてないということですか、その点まず第一に確かめたいと思う。

○説明員(佐々津行君) 本事件がKCIAによって行なわれたということを示す証拠が、先ほどから申しますように現在までのところ捜査的に確認をされておられません。事実関係につきましては予断を持たず、じみちに捜査を続け、今日までそういう基本的な姿勢であらゆる関係の関連人物についての捜査を続けております。

○渡辺武君 捜査しているんですね。きのうの、一昨日ですか、衆議院で江崎国家公安委員長の御答弁がありました。その中で、KCIAが関係しているかどうかは捜査中では言う段階でない、こういうことを言っておられる。つまり関係しているかどうかということと捜査中であるという意味も含めてのことだと私も理解しました。が、そうでないんですか、やってないんですか。重ねて確かめます。大問題です、これは。

○説明員(佐々津行君) 本件に關連をいたしますあらゆる可能性のあるものについて捜査中でございますが、現在捜査中でございますので、その詳細については差し控えていただきます。

○渡辺武君 先ほど申しましたように、いま日本に来て、在日KCIAの総元締めだと言われている人についてさえもその前歴も十分確かめていないというふうな状態じゃ、これはよくにやらないと考えるを得ない。そうしておいて、金氏が来なければ問題わからぬ、わからぬと言っておる。一方で韓国政府の調査の結果を聞きたい、聞きたいと言っている。その韓国政府の捜査経過報告書なるものは、これは肝心なところのところはみんなおつことしたものだということはいまさら私が申し上げるまでもない。こんな状態では事件の真相がうやむやのままでもって過ぎてしまおうというの、これは火を見るより明らかじゃないで

すか。これで責任を持って日本政府がこの主権侵害という重大な問題について取り組んでいるというふうにかんがえることはどうして私はできないと思

う。そこで伺いたいと思うのですけれども、私は、日本の捜査当局が今度の問題についていわれる初動捜査のミスだなんていうことを言われておりますけれども、事件の真相についていまだに確たるものをつかんでいないというその原因の一つに、むしろKCIAに日本の警察当局が協力しているということがあるのじゃないかと思ひます。フランスのル・モンド紙の日本への特派員のローベール・ギランという記者が、世界で一番完備した警察機構を持つていて日本でこういう事件が起こつて、しかもだれの目にも触れない形でもって金氏が本国へ連れ去られた、日本の官憲がこれに協力したというふうにかんがえるを得ないというふうな趣旨のことを言っている。どうですか、私も、

私は、先ほど佐々木委員も問題にされましたもののKCIAの責任者であつて、いまアメリカへ逃げて行つておられます金炯旭さん、この人の「大地の架橋」というのを翻訳された一部分を手に入れた読んで見ましたが、その中にこういうことが書かれていて、この金炯旭氏が、西ドイツの留学生その他を韓国に拉致したその経過の中で、朴大統領と話し合つて、朴大統領からやれと言われて男氣百倍してこの問題に取りかかったんだと言っている。これは明らかに朴大統領が最高指揮者としてこういう事件を引き起こされたということとを物語つておられますけれども、私、見落とすことのできないのは、この計画の中で彼がこういうことを言っている。西ドイツから留学生を拉致すること、たつて、航空機はどの路線をとつたらいいかというところで、こういうふうになつてゐる。大使館で拘引の組を編成して、ハンブルグ空港まで車両で拘引、ハンブルグ空港から北極海を回ること、東南ア経路では経由地が多く、逃避の危険性が高いから避けること、東京を経由してソウルに護送すること、アラスカでは米國關係機關の保護を受

け、日本では捜査要員の協力を得ること、こうなつております。明らかにこれは日本の捜査要員がKCIAに協力するということを前提としてこのような拉致計画が立てられているということをはつきりと証明している。これは重大問題だと思ふんです。一体こういうふうな事実があつたのかどうか、これをまず伺いたい。

○説明員(佐々津行君) ただいま先生御指摘の西独の誘拐事件について日本警察が協力したかのごとき記事は私も昨日拝見をいたし、この関係につきましては絶対にそういうことがなかったという点をこの席で申し上げたいと思ひます。KCIAがこういう計画をし、日本経由ではたして西独の誘拐された人々たちを送つたかどうか、この事実関係についても、私も現在はつまびらかではございません。しかしながら、当時の関係者等に当たりまして、この点事実確認をいたしました。が、日本の警察が西独の誘拐事件に關与をし、あるいは積極的に協力したというふうな事実は絶対にございません。また、前段の御質問の、日本警察がKCIAと協力をしてゐるのではないかと、この金大中氏事件について協力をしてゐるのではないかと、こういう御質問につきましては、絶対そういう事実はございませんとお答え申し上げます。

○渡辺武君 絶対ないと言われたら国民は納得できない。なぜかといへば、これは二十三日のこの委員会でも、わが党の星野議員の質問に對して田中法務大臣もこの事実を認められた事件がある。これは公安調査庁が、先日、朝鮮人総連合会を破防法の適用団体として情報収集をするためにKCIAとの情報交換をしてゐる、こういう事実がある。さらにまた、警察当局は定期的にソウルを敬訪問をして、韓国での情報機関や警察当局との情報交換をしてゐる。これは、なるほどあなた西ドイツからの拉致事件について日本の当局が、捜査要員がこれに協力したという事実はありませんと、いまこの国会ではつきりと答弁されましたけれども、しかし、その答弁自身を疑わせるに足る事実だと見なさなからぬ。こういう事実が

あるわけでしょう、どうですか。

○説明員(佐々淳行君) 御質問の後段について、警察関係の御質問でございますので、まずお答えをいたします。

このK C I Aと警察の関係につきまして、本国会のほかに委員会でも御質問が出、政府委員におきまして同様の答えをされていることとございしますが、ときたま韓国の中情報部という肩書きで来日することがございます。その際には表敬訪問を関係官庁に対して行なうことがございます。私も、相手が正式な政府機関でございますし、国際儀礼上この表敬は受け、国際通派の動き等につきましてし質問があれば状況を説明するということとでございます。また、わがほうから、警察が御承知のように韓国に駐在官を派遣をし、先方の内務省治安局等と密入国問題その他の問題につきましての情報交換等がございしますので、韓国には警察幹部が定期的に出張することがございます。その際の表敬訪問、これは答礼訪問として実施した事実はございます。しかしながら、業務上、K C I Aは情報機関でございますし、私もとは関係ございません。

○国務大臣(田中伊三三君) 私がいつかの機会に、情報としての交換がK C I Aとの間にあるかもしれないという発言を確かいたしました。その後の調査により、そういう事実は全くない、それは、公安調査庁は任務が違ふ。暴力主義的破壊活動のおそれありやいなやを調査しておるものであって、K C I Aのやっております活動との、誤報関係は必要がないということが明らかになりましたので、これを御了承をいただいております。

なお、ここに次長が来ておりますので、一言これに対して発言をさせていただきます。

○政府委員(渡邊次郎君) ただいまの点は、去る二十四日の衆議院の法務委員会公安調査庁長官から御説明申し上げましたように、公安調査庁としては終始当局独自で調査を行なっておりまして、朝鮮総連の調査にあたっても、韓国中央情報

部と連絡をとって調査するというようなことはいたしておりません。

○渡辺武君 その御説明については、きょうはもう時間ありませんので、いずれの機会に反論したいと思ひます。そんなことはないですよ。

ところで、いま法務大臣もK C I Aというのは誤報機関だという趣旨のことを言われた。しかし、K C I Aはただ単なる誤報機関じゃない。これは、韓国の反共法を守り現政権を擁護することが絶対至上の使命だというたてまえに立つて、もちろん誤報活動もやるけれども、場合によっては、今度の金大中氏事件のように、人を拉致する、そうしてまた暴力的にこれを監禁すれば調査もする、こういうことをやっているのです。アメリカのC I Aに至っては、これは韓国C I Aの元締めだと言われているそのアメリカのC I Aに至っては、これはあちらこちらで反政府転覆活動まで組織し、実行している組織じゃないですか。これは単純な誤報機関じゃない。しかもそういう国家機構そのもの、秘密警察機構そのもの、これが日本にやってくる、その数は二千人とも言われ、三千人とも言われ、秘密裏に活動していると言われている。もうすでにこのK C I Aが関係して起こした事件と見られるものが、今度の金大中氏事件の起こる以前でさえも、この日本の国内ですでに十五件くらいは起こっている。

一、二を申し上げますと、一九六七年度の六月、金載華氏逮捕事件、六八年、沈載玉事件、これは大阪で起こった事件、六九年の四月に尹西吉氏蒸発事件、六九年の五月、金圭南事件、同じく六九年、朴大仁事件、一九七〇年の七月に萬博保安事件、一九七〇年、在日韓国人運動切り崩し事件、一九七一年の四月、徐勝、徐俊植君事件、一九七二年、具末模事件、一九七二年、林清道事件、一九七二年、韓菊花きようだい事件、七三年の三月、沢本三三逮捕事件、七三年の六月、金鉄佑、結佑事件、一九七三年の六月、鄭勝洙事件、七三年の七月、夏谷進逮捕事件、いろいろ起こっている。今度の問題が、これが日本の主権に関する重大な

侵害事件じゃないか、国民ひとしくこういうふうに見ている。しかし今度の事件の解明をまつまでも、この日本の国に韓国の国家権力が及んでき、そうしてこういうような事件を次から次に引き起こしている。この逮捕された人たちの中には、すでに日本国籍に変わった人までが含まれている。日本の国法によって保護すべき日本人であるべき人たちが、これがこういう韓国の暴力機構によって逮捕され、拉致されている。たいへんなことです。こういう事実こそ日本の主権に対する重大な侵害じゃないですか。この点について法務大臣の御見解を伺いたいと思う。

同時にまた、このような危険な状態を許しているならば、日本の国民の生命財産の安全さえも保障できないような状態だと言つて差しつかえない。政府は、この在日韓国C I A、これの実態を徹底的に調査して、このような危険な機構、これを国外に追放処分すべだと思ふ。これをおやりになる意思があるかどうか。

同時に、最後に、先ほど来何回も強調しておりますが、今度の事件、これがK C I Aによって引き起こされた事件である濃厚な疑いがある。金氏の来日を待つまでもなく、まさにこのK C I Aと金氏との関係、ここに焦点ををぼして、日本が自主的な立場で徹底的に捜査すべきだと思ふ、それをおやりになるおつもりがあるかどうか。

以上の点を伺います。

○国務大臣(田中伊三三君) 仰せになることばはそのまゝよくわかるのでございます。よくわかるのだが、法治国家の行なう行動としましては、法律的、制度的筋が立たねばならぬ、申し上げるまでもないこととでございます。けれども、申し上げただけではやれない。そこで、どういうやり方をやらなければならないかという、法制的、法律的には、外国の情報機関が日本国内においていろいろ活動している。その活動が単なる誤報活動、情報活動、こういうものであります限りにおいては、わが国憲法上取り締まる道はない。これを取り締まる法律が日本にありません。行動自由でありま

す。ただし、それらの行動が一つ誤つてわが国の刑法はじめ刑罰法規、罰則に抵触するような事態にまで行き過ぎてまいりましたときに、初めて捜査上のチェックができる。そこにも一つ難関があるのでございます。どういふ難関かと申しますと、刑罰法規違反があればチェックはできるのだが、直ちに逮捕ができるかというと、外交的特権を持つておる者が情報機関を兼任をしております場合においては、特権者に対して逮捕はできない。かような事情があり、これはわが国の刑罰法規を侵犯するものである、違反をするものである、すみやかに国外退去をさせてもらいたいという外交の機関ルートを通じて退去の命令をするということが道でございます。しかし、そのやろうが——やろうがじゃない、その人が、外交特権を持たない者であります場合には、直ちに逮捕する。この場合は先生仰せのごとくに直ちに逮捕をいたしまして、警察、検察にかけまして、厳正、公平な裁判を仰いで刑務所にたき込む、そうしてわが国の治安を回復する、こういう道に出る以外にない。これ以外に日本の法制的にやれるものはない。幸か不幸か——ということばは誤解を招くのでありますけれども、私はこういうふうな申し上げていい——外国のようには防諜法はございません。そんなこと言うまでもないことです。それから、もう一つ問題になります。機密保持法、ございません。韓国にあるような国家保安法、ないんです。そのもとにおきましては、単なる誤報しぼく待った、情報収集しよと待てということは言えない。なければ自由であります、憲法上自由にしておくべきものであります。これが日本憲法上の特徴である。それはよいことか悪いことか、ということまではお聞きになつておらぬのに要らぬことを言うようですが、私はこのほうがいいと思ふ。刑罰法規に触れる段階に来てびしやり取り締まる。それ以外は自由でいい、こせこせ言わぬでいい、こういう判断をしておりますので、新たな取り締まり法規をつくつて、そうして外国情報機関の活動をセーブす

る、チェックするということをやろうとする意思是政府にはございません。

○渡辺武君　ちよつと私の伺つた点にお答えがな
いんですが。

○国務大臣（田中伊三次君）　どんな点です。大体言っておるでしょう。

○渡辺武君 いいえ、言っていないから……

○委員長（原田立君） 渡辺君にちよつと申し上げ

ますけれども、だいぶ超過しておりますから。
○渡辺武君 すみません。伺った点を御答弁求める意味で――。

一つは、単なる諜報機関じゃない。だからこういう外国の権力が直接日本に来ていろいろ秘密活

動をやつて、人を逮捕して連れていったりなんかしている。これこそが主権侵害じゃないかというのが第一点。

第二点は、こういうK C I Aの日本における要員、これの組織を徹底的に調べるかどうかという問題、そうして危険な人物については追放すべきじゃないか。さらに、今回の事件についてK C I Aとの関係に焦点を置いて徹底的にお調べになるかどうか、この点です。

○国務大臣(田中伊三次君) 前段のほうは、そういうことにはなりません。

後段のほうは、そういう取り調べはできない。現行法規のもとにおいては、そういう取り調べは間違っている、こういう判断でございます。

○委員長（原田立君） 本件に対する質疑は本日はこの程度とし、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

午後二時三十六分開会

○委員長(原田立君) これより法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行

行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題
といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○青木一男君 引き続き監査役の業務監査についてお尋ねしますが、これは法務省でも大蔵省でもどちらでも御答弁はけっこうでございます。

の不正事件を見ると、取締役会の決定に基づくというよりも、社長その他代表取締役の独断専行に基づくものが多かったと思いますが、実情はどう

なっておりますか伺いたいと思います。

○説明員(田邊明君) 法務省で把握しております。

限度は、いわゆる粉飾決算事件が刑事事件に進展したものでございますけれども、おっしゃるよう
に、その粉飾決算の主導的な地位を演じた者は代

表取締役という例が多いようです。しかし、必ず一応は取締役会の決定によつてそのよう

な不正な決算が組まれたという形になっておりまして、その種の事件で刑事責任を問われた者は、取締役の主として経理を担当した者、それから社長あるいはまれに監査役も含めて刑事処分を受け

ていゝのが実際の例でございます。

○青木一男君 会社の粉飾決算その他不正事件の

火元は常に取締役にあるわけであり、火消しの役の監査役の機能を強化することを考える前に、火を出さないように取締役制度について改革をま

ず考えるべきではなかったかと思うものであります。

商法は「会社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス」と

規定してゐる。取締役会という合議体が眞に会社運営の中心であるならば、多くの不正事件は防ぎ得ると思ふのであります。商法は、總會の招集

もたくさんある。また、法律で定めた事項を決議するために取締役会を開いたとしても、一般の

業務方針の決定その他のことはあけて社長その他代表取締役の専行にまかせて、取締役会の議題に

す。商法が取締役会の運営や代表取締役の業務執行との関係について規定しておらないのは、会社
の自治にまかされたものと思うのですが、今

回のように、監査役の業務監査を義務づけ、監査の実行方法にまで法が干渉するという段階におきましては、取締役についても、取締役会の機能喪失を防止する必要がある。

化、特に代表取締役の業務監査つまり取締役会が代表取締役の業務を監査すること、これ

らについて立派すべきではないか。私は、火を消すことよりも火を出さないことにまづくふうをすべきであると思いますが、今回の改正案において

て、この取締役会の機能發揮、それから取締役会と代表取締役との関係について全然触れてないの

役の行動に対しても、それを監督するといえますが、監査するといえますか。そういう権限を持っておるわけでございます。しかしながら、現実に会社がいけるような問題を起こすという場合には、それがうまく行なわれていないとか、あるいは取締役会自体も適切な業務執行をしなかったとか、そういう場合に、利害の関係を

ということは、帰するわけでありまして、制度の問題と運用の問題というのが微妙にからみ合つておる。

不正事件が行なわれます場合には、法律とか会計
に対して取締役会が知識が不十分であるという場
合、

る、会社の業務が非常によく行なわれているように示そうとするために、正しい、法律の要求する

活動に対する反省というものが十分でないという面が出てくるのは、まあある程度やむを得ないことかと思ひます。

そこで、今回の改正におきましては、専門的に会社の行為の適法性を監査する、そういう職務を持った機関というものをしっかりと置いて、それによつて

〔理事白木義一郎君退席、委員長着席〕

会社が適正な業務を遂行するようにさせていこう、つまり監査役に業務監査の権限を与えて、そして取締役会にも出席させて意見を述べさせる、そして会社が適法に業務を行なうというのを監視する、そういう職務を持たせる、そういう監査役を配置することが最も適当であらうというふうに考へて、このたびのような案をつくつたわけでございます。

○青木一男君 いまの御答弁の中で、会社の中には、業務執行の基本方針というものは取締役会できめて、それに基づいて代表取締役が業務を実施すべきであるが、そうしておらない会社もあるかもしれないという御答弁だった。私はそういう会社が多いということをひとつ法務省は御認識にならなくちゃならないと思うのです。監査役の制度についてこれは空文であつて、ろくろく監査もしないという、これはよくお調べになると、事実上はそんなんでね。監査役についても、相当、その能力によつては突つ込んだ会社の監査もできる、それに關係して若干やっぱり業務にも触れて、いろいろ意見を言う機会も人によつてはできるのです、やろうと思へば、それが実行されてないから今度の改正になった。私は取締役制度について、従来の商法は、これは申し上げるまでもなく、取締役、カンコに執行機関みたいな形になつておつたのを、それを改正商法で取締役が業務執行中心機関と規定された。そういう立場から言へば、新しい商法の取締役会中心の精神が實際生かされておるかどうかということをもつとお調べにならなくちゃならないはずだ、せつかく商法を改正したのですから。その立場から言つて、私は先

ほど申ししたのですけれども、世間では代表取締役のまかせつきの会社が多過ぎるのです。そういう点の改革をまずやるべきではないか。監査役制度の改正に手をつける前に、そういう取締役会の機能發揮についてまず手を触れるべきではないかという意見を申し上げたのですが、民間団体その他そういうところが、監査役制度の強化のほうがいいという意見が多かつたからそれに従つたという御意見ですけれども、私はどうもそれは順序が逆ではないかという印象を依然として強く持つておりまして、ただいまの法務当局の御答弁にはどうもまだ納得しておりませんが、その点はこの程度にいたします。

次に、子会社の監査について伺ひます。

つまり監査役が子会社の監査もできるという規定についてありますが、子会社といふにしても、やはり独立した法人格を持つものであるから、私はやはり独立性を尊重するのが当然じゃないかと思ふんです。民法では、申し上げるまでもなく、民法を改正して親権を否定して子供の独立性を確立したという因果關係みたいな、法人についても親会社の権限をむやみに強化するということはどうも私は納得のいかない点があるわけなんです。子会社の支配は役員等の選任、すなわち人事権を通して間接に行なうのが私は本来の姿であつて、法が直接監査に立ち入るということまで規定するのは行き過ぎじゃないかと思ひます。この立法の由来、先ほどは、取締役制度の改革よりも監査役制度の強化によつて経理の妥当を期するという意見のほうが多かつたというお話でございしますが、この子会社の監査についての規定というのは、法務省の理論構成から一体出てきた結論なのか、それとも実業界その他の注文があつて、その要望に応じた立法であるか、その経緯を伺ひたいと思ひます。

○説明員(田邊明君) お尋ねの子会社調査権の立法の経緯でございしますが、結論から申し上げますと、実業界がこの制度を望んだものではございせん。つまり立法の趣旨が、親会社であるものが子会社を利用して業務運営上不正なことをする事例が非常に多い。これを防止しようとするのがそもそもの立法の動機であつたわけでございます。その例は、一般に言われますように、押し込み販売などと申しまして、親会社の経営成績が非常に上がつておつて、そしてその売り先は一手に子会社が引き受けて買ひ受けているというふうな事例、親会社はなるほどそれで利益をあげている形でございしますが、子会社を調べてみると、製品が子会社の倉庫に山積みになつておるといふような例が引かれるわけでございます。今度の調査権を与えた趣旨も、実はこのような方法によつて子会社を利用して不正を働く、そうしますと、親会社を監査する監査役なり会計監査人の立場から、その任務を適正にやろうとすれば、親会社を調べていくうちに、いま申し上げたように非常な売り上げが立っているけれども、あげて子会社に製品が行つていくというふうな場合には、これは当然にその子会社を調べてみて、はたして親会社の売り上げが商業取引上正当な売り上げとして考えられるかどうかというところを確認いたしませんと、親会社の業務運営が適正だという判定はつかない、こういうところが立法の動機でございます。

したがつて、先生がおっしゃるように、実は子会社の調査権は、調査でございまして、子会社の独立した法人格に干渉するようない、監査ではない。つまり子会社にも監査役がおりますし、大きい子会社でございまして、今度の会計監査人もついでにおるわけでございます。その監査をしようというのではなくして、親会社を監査するうちに、はたして子会社の帳簿上どういふ結果になつていくかというところを調べるという範囲のものを規定したわけでございます。したがつて、法文にもございまして、親会社の監査をするうちに、必要があるという場合に、その必要の限度に限つて、まず子会社に照会を発する、直接に出ていくことを予定いたしております。これについて子会社の回答がないというふうなとき、あるいは回答をよこしましても、それが回答にならないような不確かなものであれば、初めて出かけていって、先ほど申したような製品が在庫するかどうかというふうなことを調べる。その場合に調べる範囲は、最初に尋ねた範囲に限定されておるわけでありまして、その機会に子会社をいわゆる監査するような仕事は一切できない、こういうたてまえの立法になつておるわけでございます。したがつてこの種の制度を実業界から直接に要望したものではありません。

○青木一男君 いまの御説明だと、子会社の形をもつて、何と申しますか、業務運営が不当に拡大するとかいろいろ弊害があるからというふうなことでございしますが、私は、監査役の子会社の監査というものの目的は、どうもそういう事柄とはびたり合わないんじゃないかと思ふんです。やはり経理の不正とかその他のことが子会社についてあれば親会社にも影響するから、それで子会社の経理も監査するということじゃなかったかと思ひますが、いまの御説明は若干私の考へと違つております。しかし、これはあるいは意見の問題になるかもしれませんから、これ以上は重ねてお尋ねしません。

それから次に法務省にお尋ねしますが、子会社を持つ会社というものは大会社だ、これは常識上当然ですが、ところが一億円以下の小会社については、一体子会社を持つていふものがある、そんなに多いかどうか私は疑問だと思ひますが、業務監査も監査方式の法定も適用しないことになつてゐる、一億円以下の会社には、それなのに子会社の監査の規定をやはり適用することにしているのはどうも権衡を得ないように思ふが、この理由を伺ひたい。

○説明員(田邊明君) お尋ねの中小会社の持つ子会社の問題でございしますが、實際に実態調査をしてみた結果非常に驚いたことは、一億円から下の会社が案外に子会社を持つていふという例が非常に多うございしました。業種で申し上げますと、たとえば出版業というふうな業種は、子会社に印刷

会社を持って経営をなすというふうな例が適用でございます。その数は予想外に多かったわけでございます。そして、お尋ねのその種の小さい会社の監査役については、会計監査に権限をどうお任せするけれども、事、株式会社と同じ監査役として、仕事の範囲が会計が業務全般の区別はありまして、会計の監査というものが依然として株式会社にとって大切なものだとすれば、大会社と同じようにその種の子会社を通じて不正な会社経理というものを防止する必要がある。そこで、資本金一億円以下の会社の監査役に関しても、全く同じ子会社の調査権を認めたいということになっていくわけでございます。

これは午前中から御意見もございました点であります。監査役は大と小において機能的な性格は変わらない。ただ仕事の範囲が、業務全般の監査と、会計に限った監査という区分はございまして、今度の立案では、小さな会社についても監査は大切である。したがって、その身分は大小全く同じの立案になってございます。たとえば任期を延ばしているような点、あるいはその他、監査役を選任いたします手続を現行法から改めて、取締役と同じように総会の定足数をきめるというふうな措置をとっておりますのも同じ趣旨でございます。

○青木一男君 今回の特例法によって、大会社は会計監査人の監査を受けることを義務づけられておるわけでありまして。私の記憶によれば、今日まで粉飾決算事件として問題になった会社は、ほとんどすべて証券取引法に基づき会計書類について会計監査人の監査証明を受けた事件であったと思ふが、まずこの点をひとつ伺いたい。これは法務省でも大蔵省のどちらでもけっこうですが、伺いたいと思ひます。

○説明員(田邊明君) 先ほど局長答弁いたしました粉飾会社数の事例も、おっしゃる通りに、証券取引法に基づく監査に際して摘発された粉飾決算の事例でございますから、おっしゃるとおりの対象会社を中心にした問題でございます。

○青木一男君 会計監査人の監査証明を受けてなおかつ粉飾決算その他の事態が起きたということは、会計の監査制度の権威もいままでも疑われたものと私は思ひます。今回、特例法によって会計監査人の監査を義務づけた以上、その権威について私は政府に責任があると思ふのです。今度の特例法によって、会計監査人の罰則はあるいは若干強化されたと思ひますが、証券取引法に基づく監査と異なり、今回の特例法に基づく監査は間違いなく行なわれると信じてよき根拠を伺いたいと思ひます。

○説明員(田中啓三郎君) 従来までの商法監査は事後監査でございます。決算確定後におきまして、確定決算について会計監査人が監査証明をしたというわけでございますが、今回の改正によりまして事前監査をすることになりまして、そしてその監査証明があつて初めて会計が確定するわけでございます。従来に比べて、公認会計士ないし監査法人は、事前に当該被監査会社の会計についてずっとフォローアップできますし、新しい特例法によりまして十全の監査を行なうことができるわけでありまして、先生の御質問に對しましては、従来以上に公認会計士のモラルなり、あるいは職務意識を高める、そして従来行ないました公認会計士の責任向上のための措置と相まって、そもそも事前監査をするものについては十全の監査を行なえるということになるものと考えております。

○青木一男君 どうもいまの御説明の、いままでは事後の調査だから粗雑にした、今度は事前の調査になるから間違ひなく行なわれる、この説明は私はよくわからない。事後の調査であるのと事前の調査であるのと、会計監査人は、もし正當に調査すれば、かりに事後のものといえども、私は間違ひが発見できたと思ふのです。どうもいまの御説明だと、事前の調査だから間違ひなくいくという説明ではまだちょっとわからないのですけれども、あるいは罰則が強化されておりますか、その点をひとつ伺ひます。

○説明員(田中啓三郎君) 私が申し上げましたのは、事後の監査でありまして、株主総会で確定したものを、監査の結果、不適正であれば、そこで粉飾ということが起きるわけでありまして、しかし、今度の改正によって事前監査になりますので、事前に粉飾と思われるようなものは、最終の段階で株主総会ではとても通らないということでございます。したがって、公認会計士の監査の結果、その内容が不適正と思われ、粉飾と思われるようなものがあれば、株主総会を通らないであろうという意味において、従来とは非常に違った形になるというのを申し上げたわけでございます。

○青木一男君 私は、その事後と事前の違いは、先ほどお話のあつたモラルの問題というよりは非常に影響があると思ふのですが、今度の改正の非常な重点の一つですから、今度は会計監査人の監査というものは間違ひのないのだというひとつ実績を与えないと、国民はやっぱりいまままでとおりじゃないかという印象を必ず持つと思ふんです。その点については、これは監督官庁である大蔵省のひとつ責任が重くなったことをお考えいただきたいと思ひます。

今度の改正法の二百八十一條の三の規定に基づいて、監査役は四週間に監査を行なつて結論を出さなくちゃいけないということになっておる。大会社——全国に店が広がっているような会社、あるいは外国にまで店の行つていような会社、こういう大会社について四週間に監査を終了するということは容易なわざではありませぬ。法務省は、監査役がいかなる補助機関を使用してその任務を果たすことを期待しておるかを伺ひたいと思ひます。

○説明員(田邊明君) お尋ねのように、監査役の監査期間は最低は四週間を法律で保証しようという趣旨のものでございますから、非常に大規模な会社の監査に際しましてはとうてい四週間に全監査を終るということは考えられないわけでございます。そこで、監査役の一連の権限規定に出

ておりますように、監査役は期中から監査をなしているという一応たてまえておられます。同じことが公認会計士である会計監査人についても考えられておまして、期中からすでに監査を依頼されて仕事にかかつておる、そういうたてまえで仕事をいたしますので、最終の答案をつくる期間は四週間ということになりますけれども、作業としては期中から仕事をしています。ただ、ぼう大な、大きい企業につきましては、それぞれの監査役がこの法律に定めた会計監査人以外にも会計の専門家というふうな人々たちをそれぞれの手足としてお使いになるというところは十分考えられるわけ、大規模の会社についてはそういう運用がなされるだろうというふうに考えております。

○青木一男君 私は、監査役がこの重大な任務を完遂するための補助機関のこととお伺ひしたいんですが、目的から見て、取締役の支配下にある会社使用人を使用するというのでは、どうも目的に沿わないように思ふ。結局外部の専門家を雇うことになって、公認会計士等を雇うことになる場合が多いと思ひますが、法務省もそういうことを期待しておるのかどうか、あらためてもう一度お伺ひします。

○説明員(田邊明君) 監査役の補助機関に關しましては、現在の商法のもとでも、相当の会社では内部監査室というふうな監査機構を持っております。これは先生の御指摘のとおり、取締役の業務執行の一端としてなされている取締役のなす内部監査の仕事を持っている人たちでございます。改正法で監査役が行ないます一般業務監査というものは、取締役の業務執行そのものを監査いたしますので、おっしゃる通りに、取締役の使う人を使って監査するということに法律上は問題がございまして、それは、監査役といえども内部の機関でございますので、内部のその種の監査機構をお使いになる場合も十分考えられると、こう思つております。それは、監査役は、取締役に對して業務に關して報告を求める権限を持つております。したがって、そういう報告を求める権限

の行使として、取締役を介して内部の監査機構を補助的にお使いになる場合もあるだろう、それはあながち違法視されるものではないと考えております。大事なことは、監査役の意見形成が監査役の機関としてみずからの判断によってなされること、これさえ保証されるならば、内部の方々をお使いになって資料を集めるということも違法視されることはないと思います。ただそのほかに、その内部監査機構以外に、監査役も公認会計士をはじめとする会計の専門家たちを独自にお使いになつて仕事をなさるということも法律は当然考えているだろうと、このように思うわけでございます。

○青木一男君 特例法によつて、監査役のほかに取締役は計算書類について会計監査人の監査を受けなければならぬということになつております。ところが、いま問題になつておられるように、監査役はこの会社の経理について監査の方法を、どういうふうにして監査したかということをやはり明らかにしなくちゃいけませんし、責任がきつめて重大でありますから、やはり専門家を頼んでやるということに私はなすと思つて、それから大会社については、会計監査人が会社に提出する監査報告については、監査役がこれについて意見を加え、そして判断を加えて取締役提出するということになつておられるわけですね。そうすると、その会計監査人の監査報告について判断を、批判を加えるだけのこれは専門的の力がなかなか監査役個人としては私は持ちにくいと思つて、どうしても会計監査人の能力に劣らないスタッフを持たなければ批判できないはずなんです。私はそういう点から見て、監査役はおそらく取締役の任命した会計監査人に劣らない公認会計士その他を雇うことになるだろうと思つて、どうもそこで非常に何というか、重複したというか、会計監査人を二通り雇うような結果になるんじゃないかと思つて、そういうことはけっこうなことだと法務省はお考えになるかどうか。まずおそろくそういう結果になると思つて、その点の法務省の見るところを伺いたいと思つてます。

○説明員(田邊明君) 非常に実務的な御指摘でございますが、立案の経緯を少しく御説明いたしますと、お尋ねになりました監査役が公認会計士の監査結果を監査するということについては、特例法の十四条に、監査報告書の記載事項として出てくるわけでございます。十四条の二項に、監査役が監査報告書を書きますときに、まず、一号にございませうに「会計監査人の監査の方法又は結果を相当でない」と認めたとときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果、を記載してございませう。

そこで、先生御指摘なさる通りに、このように専門家のなすた監査の結果を見てその可否を判定するということの意味は、たいへん高い能力が必要だということはおっしゃるまでもございせん。ただ、立案の趣旨をいたしましては、大会社にしましては、いわゆる会計の監査という専門的な部門には専門の会計職能人を導入してこれを活用しようという考えでございませう。そこで、選任の資格にしましては非常に厳格な資格がきつめてございませうに、国の厳正な、非常にむずかしい試験でその資格を与えた公認会計士、あるいはその法人化された監査法人というものを信頼して、その監査結果というものは専門家の監査として、はきわめて高く評価されるだろうという前提でこの法案が仕組まれておられるわけでございませう。よりはつきり申し上げますと、おおむね通常の監査役としては、事、会計の監査にしましては、その専門家の監査結果を信頼すれば、通常はその過失を問われることはなからう。しかし、監査の対象が適法であるいは違法という判定の問題になりすから、もちろんこれにめぐら判を押すことではなからう、監査結果の当否については目を通していただきます。そこで、違法とされておられるけれども、監査役が独自に取締役会等出席して得られる知識から見て、結論を異にするというときには、初めて、積極的に意見が違ふということを書いていた。多くの場合は会計監査人の監査

結果と同意見として、おそらく監査の事項は監査役のほうには省略して、書かなくていいという趣旨の条文になつておられるわけでございませう。そこで、理想としては会計監査人と同等以上の知識を有する監査役がその任につかれることは望ましいこととございませうけれども、すべてについて公認会計士以上の会計上の知識を有する人を必ず置かねばならないというふうには立案当局としては考えていなかったわけでございます。そういう点から、先生のおっしゃる通りに、二重重複という点はさう心配をしないというふうに申し上げておきたいと思つてます。

○青木一男君 いまの御答弁は新しい商法の運用上非常な影響の大きな点に触れてくるのですが、取締役が雇つた会計監査人の報告書を信用して、会計についてはいいというふうな結論になるのであります。しかし、どうもいまの、今度の改正法を讀むと、さう簡単に読めないのです。監査人の報告が妥当かどうかということはどうして判断をするかという問題なんです。いまでも監査役は取締役から提出した計算書類は正確のものとして認めたという報告を総てするわけですか。それと同じような一体報告で済むものかどうか。私は、今度の新しい規定にある監査役の監査報告というものは、やはり自分が自分の手で、すなわちスタッフを使つて自分の手で調べて、取締役の提出した書類が正しいかどうか、また、会計監査人の出した報告書が正しいかどうかということをやはり判断する責任があるように私は今度の改正案を讀んで見ているので、これは非常に今後の運用に影響があるのですが、どうも私は、いまお話ししたように簡単に会計監査人を信用したからということだけで済むように思えないのです。今度の法律を讀んで見て、その点をひとつもう一度確かめておきたいと思つてます。

○説明員(田邊明君) この問題、おっしゃるとおりでございます。監査役も独立の機関として、その監査結果について責任を負うわけでございませう。いま申し上げました事柄は、会計に関する監査の結果を信頼して監査役が監査報告書をまとめた場合の責任の問題を申し上げたわけでございませうが、会計監査人である公認会計士の監査の結果を特に疑うに足るような特段の事情がなければ、その専門家の監査を信用したということによって即時責任を負うということとはさう少なかろう、こういう考えを申し上げたわけでございませう。もちろん独立の責任を持つておることには間違いないと思つて、申し上げておることは監査役の責任に関する一つの解釈上の考え方でございます。要するにこの両者は、監査役と会計監査人の両者は、規定にもございませうに、監査の過程において常に連絡をとつていく、そういうたてまえで、決算期を迎えて取締役から出された計算書類を双方が監査して、ただ、専門家のほうをまず先に、監査報告書を作成させてこれを監査役提出させる、監査役も並行して監査報告書を作成しているという作業の過程でございませうけれども、それを見て自分の結論と異なるところがなければ、会計に関する部分の報告はこれを省略して専門家のものを引用してよろしい。ただ、それ以外業務監査の結果は独自に、法律にございませうに監査人が報告書を作成するというたてまえになつておられるわけでございませう。

○青木一男君 一億円から五億円までの資本の会社の監査についてはどうですか、その点は。

○説明員(田邊明君) 一億円を超過し五億円に満たない資本の会社におきましては、監査役は業務全般の監査権限を持つております。しかし、いわゆる公認会計士である会計監査人というものを選任する義務づけを受けておられますので、監査役は独自に会計を含むすべての業務の監査をして監査報告書を作成する、そういうたてまえでございませうから、公認会計士との関係が出てこないということになりませう。

○青木一男君 五億円以下の会社については、取締役が会計監査人を雇うということはないわけですが、私は監査役の非常な重大な責任を果たすためには、やはり専門家を雇うことになると思つて

います。それであら私は、その点は、自己の責任において会計監査をやはりしなくちゃいけないという点は、私は五億以上の会社についても同じだと思ふのです。しかも、先ほどの御説明だと、会計に關する限りは取締役の雇つておる会計監査人の監査を信用して済めばそれでもいいという、そこが私は重複することになるということをお尋ねしたのだが、そうすると、重複しないように見えるけれども、しかし法のたてまえは、やはり五億以上の会社といえども監査役として会計監査をしなくちゃいけないし、また会計監査人の報告書について意見を加えなくちゃいけないということになつてゐるから、どうも、会社の雇つた会計監査人の報告を信頼したという程度で済むという先ほどの御説明はどうしても私は納得できないのです。この点はしかし、あるいは見解の相違になるかもしれませんが、とくとお考えいただきたいと思ひます。

それから、大蔵省にお尋ねします。証券取引法に基づいて上場会社その他の広く株の売買されてゐるような会社について大蔵省に提出する有価証券の報告書、計算書類について会計監査人の監査を受けていると思ひますが、その範圍を、どういう会社についてこういう報告書に会計監査人の監査がついておるか、伺いたいと思ひます。

○説明員(田中啓二郎君) 証券法監査会社の提出する報告書ないし届け出書に關しましては、すべて公認会計士の監査意見がついておりまして、監査証明がつけておられます。

○青木一男君 いまの大蔵省の説明のあつた計算書類についての会計監査人の監査証明というものは、内容においては商法の規定する計算書類と大体同じものを扱つてゐるのじゃないかと思ふのです。その点はどうか、ひとつ伺いたい。

○説明員(田中啓二郎君) これは監査証明に關する省令に基づいて監査を行なうわけでございますが、現在におきましては、片や商法による計算書類は若干異なつてゐる面がございます。したがいまして、今回商法監査を監査人によつて行なうこ

とになれば、その辺の基準と商法による基準との調整が当然行なわれなければならないということになるわけでございます。それから、先ほど報告書提出会社についてはすべて公認会計士の監査証明が附せられてゐると申し上げましたが、ただ金融機関につきましては、当分の間その証明は免除されてゐるということをお付け加えていただきたいと思います。

○青木一男君 先ほど来、法務省、大蔵省から伺ひまして、会計監査人の監査というものがどうも二重、三重になるように思ふのです。それは大会社は金があるから幾ら手数がかかっても平気かもしれないが、国の制度としてあんまり同じような義務を課するということとは、これは私はあまり好ましくないんじゃないか。一方で出てゐる監査報告書がほかで使えたらそれで私はいんじやないかと思ふんですが、こういうような会計監査人の監査について商法及び証券取引法を通じて簡素化ということが考えられないか、どうも重複の余地が多いように思ふが、その点のひとつ見通しを伺つておきたいと思ふ。

○説明員(田中啓二郎君) お尋ねの点は、商法改正案が成立いたしますと、同一会社につきまして証券取引法に基づく公認会計士の監査と商法に基づく公認会計士たる会計監査人の監査が重複するといふ問題でございます。しかし商法の立案の過程から、その問題は實際界からも強い要望がございまして、理想としては、實質的には同一の公認会計士が一つの監査報告書を作成して、これを株主總會と証券取引法に基づきます大蔵大臣、証券取引所に提出すれば足りるという簡素化を考えておるわけでございます。そのためには、商法に關係いたしております株式会社計算書類規則と証券取引法の規則でございまして、いわゆる財務諸表規則というこの二つの規則を實質的に調整いたしまして、いま申し上げましたような一つの監査結果が三者に提出されるという形に近づけるように現在法務大蔵両省の間で規則調整の作業を進めております。そこで、先生のおっしゃるような實質的に簡素化

された形でこの商法監査と証券監査が運用されるようになるだろうと、こういうふうに期待してゐるわけでございます。

○青木一男君 簡素化についてお考えを願ひます。それから、時間も来たようでございますから、最後に銀行当局にひとつ伺ひたい。特例法の規定によつて銀行も会計監査人の監査を受けることになるようでありまして、銀行は国民経済上特殊な使命を持つておるのであつて、大蔵省の特別監督下にあり、常時報告を徴し、検査官をして實地に検査をさせておられます。銀行自体としても、信用を生命とする業務であるから、その營業の適法、正確を期することは当然全力をあげており、外部に迷惑をかけるような不正事件の起きたことはあまりないと思ひます。私は大蔵省の監督、検査は公認会計士の監査よりも権威があると思ふのであります。世間でも一般にそう信じておると思ひます。しかるに大蔵省が今回会計監査人の監査の規定を銀行にも適用することに同意された、それは大蔵省の監督、検査ではどういふ点が足りないからこの会計監査人の監査を銀行に適用することになったのか、その理由を伺ひたいと思ひます。

○説明員(岩瀬謙一郎君) 御指摘の点でございますが、大蔵省の検査につきましては、先ほど先生が御指摘のように、大蔵省は銀行の持つておる社会的な信用保持の特殊性という点から、検査について厳重な内容の検査をいたしておりますけれども、この主眼といたしましては、何と申しましても、第一に預金者保護のたてまえをくずしておらぬかどうかといふことと、それから信用秩序の維持確保という観点、そういう点から銀行の検査をいたしておりますけれども、これは随時、検査計画に基づいて検査をいたしておりますので、毎年これを進行なうといふような実績になつておりません。実績から申し上げますと、大体二年に一回大きな検査を行なうといふような形になつております。したがいまして、今回特例法によりまして、検査といふものが、大蔵省の検査が不十分であるからそれにつけ加えてこういうものが出てくるのが適當

だといふふうに判断するよりも、今回の商法改正の目的から見ますと、これは私どもが銀行を監督する——いわゆる銀行の公共性、あるいは信用の保持といふたてまえから監督してゐる、検査をしておるたてまえとはまた別の観点から、たとえて申しますれば、株式会社である銀行の株主の保護、あるいは債権者の保護、あるいは取引者あるいは従業員保護と、こういうような観点から見れば、監査であるといふふうに考えまして、しかも、それが毎会計期ごとに定期的に行なわれるといふことであれば、これは重複にはならないのではなからうかといふようなことが、私どもとして同意をいたした第一の理由でございます。

○青木一男君 銀行業務といふものは、ほかの商売と違つて、預金を預かつてこれを貸し出し、あるいは有価証券を持つといふような、きつめて形としては単純な營業業務であり、ただ數量的に大きいだけなんです。そしていまお話しのように、検査はそれは毎年できないかもしれませんが、報告書はちゃんとつておられるはずだ。私はどういふ点においてやはり会計監査人の監督が必要かと、どうもこういう制度を採用したために、むしろ銀行の信用が一体加わるのかマイナスになるのか、私はむしろ非常に疑問に思つて、それは大蔵省監督下にある銀行といふものは間違いないんだという印象のほうがむしろ好ましいんじゃないかといふふうに思つて、会計監査人という私企業の個人的なものがタッチするといふ制度がむしろプラスになるかマイナスになるか、私は非常に疑問に思つてゐる。この点は立法の際にお考えになつたと思ふが、そのときのお考えをできたら説明してください。

○説明員(岩瀬謙一郎君) ここはなかなか見方と言ひますが、見解の相違と申しますか、そういうことに結局なるのではなからうかと思ひますが、私ども、検査に対しては絶対な自信を持つており、かつそれは今後も自信を持つてやるべきである、それから銀行といふものは、社会公共性の立場から見て信用が第一の機關であつて、まさに財務内

容につきましては会社の財務内容とは違うものを持っておりますので、そういう点で、銀行局の検査がその専門的な立場において把握するという点については、今後ともそれは自信を持ってやるべきであるし、必要なことだ、しかし、何せ先ほども申し上げましたように、検査の主眼点という点につきましては、これは同じものを見るわけでございますけれども、立場が違った場合に、角度が違った場合に、あるいはまたそれは定期的に行なうという検査の場合に、それが決して重複し、むだであるというふうには解釈しなくてもよろしいのではないか、むしろ信用を保持する機関であるがゆえに、そういう監査を受ける機会を与えるということとは、決してマイナスではないのではないかと、決しておおるわけでございます。

○青木一男君　これで質問を終わります。

○委員長(原田立君)　三法案に対する質疑は本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

法務委員会会議録第十七号中正誤

ペジ 段行 誤

九 四 八

入国管

入国管理

正

昭和四十八年九月十七日印刷

昭和四十八年九月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N